企調75－05

部内資料

東南アジア諸国の投資環境

（マレーシア編）

国際協力事業団
企画調査調整部

国際協力事業団	
受入月日 '84 5 19	113
	38.9
登録No. 05877	PL

まえがき

去る4月20日より25日迄東京に於て「東南アジア貿易、投資、観光促進センター」主催により東南アジア各国代表出席の下に投資に関する政府間会議及び民間レベルの投資セミナーが開催された。本件会議は東南アジア開発閣僚会議のフオローアップとして開催されたものであり、域内各国の投資政策及び関連情報を交換し、今後の投資の促進に資する目的を有しているが、国際協力事業団も同会議にオブザーバーを出席せしめ、事業団の行っている投融資につき紹介につとめると共に、関係各国情報収集に努めた次第である。

本調書は出席各国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレイシア、シンガポール、ヴィエトナム、ラオス）代表の説明を国別に取纏めたものであるが、執務上何等参考迄に上梓するものである。

田中企画調査調整部長

JICA LIBRARY
1059265[7]

（注）

東南アジア貿易・投資・観光促進センター
（SEAPCENTRE）

東南アジア開発閣僚会議の第3回会議（1968年）で発案され、1972年設立された国際機関で、事務所は東京にある。

構成員（国）は、インドネシア、日本、カンボジア、ラオス、マレイシア、フィリッピン、シンガポール、タイおよびヴトナムである。

事業目的は、東南アジアからの輸出を促進し、東南アジア地域への投資の流入を促進し、並びに同地域への来訪、立寄り観光客の往来を増加させることである。

目　　次

（マレーシア編）

Ⅰ　投資会議における最近の投資政策に関する
概況説明 …… 1

Ⅱ　投資セミナーにおける説明 …… 11

Ⅲ　投資セミナー資料
資料1　投資セミナー用テキスト …… 25
資料2　投資関係法 …… 35

マレーシア代表団

Mr. Jamil Jan
Chairman
Federal Industrial Development Authority

Mr. J. Jegathesan
Head
Investment Promotion Division
Federal Industrial Development Authority

Mr. Leong Meow Toi
Director
Malaysian Investment Centre, Tokyo

Ⅰ　投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

I　投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

1. はじめに

マレーシアは 1957年の独立以来外資に対しては自由な政策をとってきた。というのは技術、経営ノーハウ 販売技術をもった外資がマレーシアの発展に重要な役割をはたすことを認めてきたからである。従って外資は歓迎されるが 当然マレーシアの目的、政策に沿うべきである。

現在、民間企業の株主の 60%は外資であるが 政府としては、マレーシアの経済発展とマレーシア側の企業への参加により この比率を 1990年までに 30%に下げていく政策である。そして その時点においても外国からの投資は今日よりも絶対額は大きいだろうが 外資の比率は下がっているだろう。

2. 外 資 政 策

基本的政策は外資を差別しないことである。従って投資家は プロジェクトの中味だけを考慮すればよい。

具体的には以下のような政策を採用している。

(i) 株式参加政策

この株式参加政策の策定にあたっては 政府は企業収益面での外国投資家のニーズおよびマレーシアの工業の発展面での国民のニーズを十分考慮した。この政策の遂行にあたっては融通性をもって望んでおりプロジェクト毎の参加比率については プロジェクトの性格、輸出指向程度、現地原材料の利用度等を配慮して決められる。

(ii) 雇用政策

外国人の雇用についての政府の政策は自国民の雇用を最大限にするという点で他の国と同様である。ただ現実的アプローチとしては joint venture の業務に不可欠な外国人の雇用は認められており、又外資が その投資利益を守るために外国人を恒久的に主要ポストに配属することも認めている。言い換えればマレーシア人が企業の各レベルにおいて訓練され、雇用されることを目標としているわけである。

(iii) 為替管理政策

マレーシアは自由な差別をしない為替政策を取っており、これはすべての国に適用される。経常および資本取引とも、外為管理令に従って自由に認められる。

マレーシアは、外資に対しては自由な政策をとっているのは前述のとおりだが、マレーシアと資本輸出国との関係とくに貿易活動には注意を払っており、マレーシアの期待しているのはマレーシアと相手国が資本投資および貿易の面でのバランスをとられることである。従って政府は外国からの投資申請に対してはその国に対する貿易収支および総合収支を考慮に入れて態度を決めている。

今日までのマレーシアの工業化政策は joint venture の設立を進めるのに協力してきたし又進出企業もこの政策に満足している。

3 将来の基本的投資パターン

マレーシアは独立以来、広範囲の輸入代替産業の育成に注力した結果、今や新しい輸入代替産業をみつけ

ることが困難なところまで至った。又マレーシアはゴム、すず、やし油、硬材およびコショーの世界最大の輸出国である。

マレーシアでの将来の投資パターンを考えるとき上述の事実およびマレーシアには教育のうけたかつ訓練しやすい豊富な労働力があることを念頭におく必要がある。従って伝統的輸出商品の利用に重点をおいた資源型産業、食品に重点をおいた農業型産業、輸出指向型、労働集約型産業およびマレーシア人の技術力を向上される産業等のようなものに重点がおかれよう。

よってマレーシアの輸出は一次産品が主要品目であることは当面つづくだろうが加工品の比率が高まることは間違いない。例えば政府の優先度の高い産業としては石油化学とか鉄鋼産業があろう。

マレーシア経済の発展という政策目標達成には工業部門が戦略的意味をもっている。例えば1974年のGDPにしめる工業部門の比率は17%（これは農業に次ぐ）であるが、政府長期計画では1990年までにこの比率を35.2%にし、GDPの最大分野にな

ろう。

4. 日本の投資に対する評価

1974.12末の日本からの創始産業への投資額は約M$110百万（≒14182百万円）でシンガポールに次いで2番目であり、件数では第1位である。そして166のjoint ventureが認可されており そのうち90%がすでに操業段階に入っている。又これまで日本の投資家との間で解決できないような困難な問題は生じていない。従ってとくに紛争・誤解もない。このことは日本以外の国の投資家についても同様である。

しかし時々マレーシアの民間投資家と日本の投資家との間で言葉上の理由等から問題が生じ コミュニケーションギャップも発生している。又 国際取引についてより洗練された日本の投資家はこの面で経験の少いマレーシア投資家を契約締結に際し 不利な立場にたたさせているようである。

別の不満として 日本企業はマレーシア人を上級職

につけさせないということを聞く。これは日本との joint venture が日本の親企業と連絡するのに 日本語を使用する慣習があるからであろう。しかし これは誤解を生じさせ、マレーシアと日本の親企業間の望ましい関係を生まないだろう。

日本人のコミュニティ活動では 現地へのとけこみ方が少なく、マレーシア側との誤解を生みかねない。これは ゴルフのようなリクレーション活動にもみられる。とくに、現地人を排斥するような活動は不信と誤解を与えることとなる。

結論として言いたいのは、外国投資家はその役割を単にビジネスという側面だけで見るべきではない。もちろん 採算は主たる関心事であるが 長期的にみて 外国投資家と現地側との調和が必要である、ということである。先進国からの投資家は発展途上国の国民の願望を認め理解すべきであり 又、投資する国の文化、その国の国民の特徴およびその環境をも理解す

べきである。特に政府の政策および目的に十分注意を払い　企業活動を行うべきである。

Ⅱ　投資セミナーにおける説明および質疑応答

第二部 ケーキ分析

各論編

II. 投資セミナーにおける説明

1. 政治的背景

マレーシアは 1957年英国より独立し、立憲君主による民主体制をとっている。現在 与党は議会の3分の2をしめ 政状は安定している。

2. 経済開発

マレーシアの全体開発計画は各経済セクターの発展計画を含めた5ヶ年計画が中心になっている。第一次計画（1966－1970）では輝やかしい発展を記録したが現実的アプローチとして、次のような問題が残っている。

(i) 失業率（約7.3％）が高いこと。これは雇用の創造が若い教育をうけた労働力の増加に追いつかないことと言える。

(ii) 一人あたり所得は上昇したが未だ国民の多く（とくに未開発地域）が貧困である点。

(iii) 人種および地域間で経済格差がある点。

(iv) マレーシア経済は第一次産品の輸出にたよっており　農業の多角化と工業化が必要である点。

上記の諸問題を考慮して　国家的優先度を入れた新しい戦略をおり込んだ新経済政策を立案した。それが現在の第2次計画（1971～1975）である。この計画はすべての資源に機会を与えるような発展する経済を基礎にしている。すなわち計画では

(i) 雇用創造と最低所得グループの所得を増加することにより　貧困を根絶すること。

(ii) 人種と地域間の経済格差を少くすること。

に重点をおいている。

マレーシアの経済戦略は工業化である。新しい製造業の開発とマレーシア経済に新しい商業および工業技術を導入する外資の流入が重点の一つとなっており、今日まで製造業分野は政府の努力に十分答えている。例えば製造業部門は第2次計画の目標では年平均成長率12.5％のところ1974年は15％の実質成長を示した。

3. マレーシア経済

マレーシア経済はまだ原材料（農業および鉱業における）の生産と輸出に大きく依存している。例えばゴムとすずの世界最大の生産国であり　輸出国であったが多角化を努めた結果、やし油、熱帯硬材、木材およびこしょうの世界最大の輸出国となった。

一方　マレーシアは　1950年後半から始めた工業化にも力を入れている。当初は他の発展途上国と同様輸入代替産業の育成に注力してきた結果　1960年の末には　国内市場だけをまかなう製造業分野への進出はむづかしくなった。すなわち　次の工業化のステップとしてより輸出指向型に方向を変えていくこととなった。

国内市場（人口1100万）は狭いが、近年達成した効率性および生産性の向上に支えられて　今や　多くの企業は海外市場のための生産拡大を行い収益をあげている。

4. 製造部門

上記の事由により1973年の西マレーシアの製造品輸出額は 対前年比56%増を示した。しかし1974年は 需要減退により36%増にとどまった。なお マレーシアの総輸出額にしめる製造品の比率は現在16%である。

現在 製造分野で成長率の高いのは輸送設備 金属製品 基礎金属 紙および紙製品 木工製品 電気製品 セメント 食品加工 ゴム製品 化成品 および化学品の各分野である。

5. 目標と達成状況

製造部門のもつ活力と潜在能力から言えばこの部門が今后とも重要性を増すことは間違いないだろう。従って、第2次5ヶ年計画のかなり野心的目標の達成もむづかしくないだろう。1973年に行った期中見直しによれば 1971年から1973年までの間の製造部門での年平均成長率は16.1%(目標12.5% 一以下同じ) 製造品の輸出は年平均成長率18.8%(15%) 雇用創造は年平均成長率9.5%(7%)

となっている。従って主要目標は計画期間の終り（1975年末）までに達成されるだろう。

前述したように現段階では輸出指向に重点が移っており　以下のような分野がその範疇に入る。すなわち、電気および電子製品、手術機器、ゴム製品、エイガ用カメラ、家具、センイおよび衣料、玩具、オルゴール装飾用ろうそく、めがね枠、サングラス　等である。

6. 優　先　産　業

輸出指向の潜在力があり、とくに労働集約的で豊富な現地原材料を利用する産業（とくに食品、農業関係）が優先産業である。又　特別な技能とか新しい技術を開発する産業および既存産業を成長させる産業（生産ライン上の前后関係にある）も奨励されている。

7. 金融政策と産業金融

マレーシアは独立以来　外貨準備を増やした数少い開発途上国の一つである。マレーシア通貨のRinggitは強く安定しており　成長力の強い活力のある経済に支えられている。公的支払準備はM$39億（≒US$

17億）であり、このマレーシアの豊かな外貨準備が国際社会においてマレーシアの信用力を高め国際資本市場での借入れを成功に導いている。

国際収支面においても 1973年はM$ 591 百万の黒字であった そしてM$ 280 百万の外貨準備増をもたらした。

マレーシアの経済成長率は独立以来年平均 6%でかつ物価は安定していた。しかし 他の国と同様 近年消費者物価の上昇の影響をうけている。1971年までは平均年1%であった消費者物価上昇率は1972年 3.2%、1973年 10.5%と上昇した。政府は種々のインフレ抑制政策をとってきたが 1974年は17%となった。しかしここ数ケ月安定に向っており いくつかの商品は価格低下の状態である。

マレーシアには 35の銀行があり 総資産はM$ 9614百万（これは1964年の5倍）である。政府はその他金融機関の設立に努力してきたが結果として クアラルンプールに規模は小さいが 金融市場と資本市場が出来た。又 最近マーチャントバンクも産業金融の

面で重要な役割をもつべく設立されている。

マレーシアの中長期金融機関で重要なもののうちに Malaysian Industrial Development Finance Bhd（MIDF）およびその子会社がある。MIDFはその子会社のMIDF Industrial Consultant Ltdを通じ 経営面、技術面、販売面および金融面についてパッケージでサービスを提供しており、又別の子会社である Malaysian Industrial Estates Ltd は工場の設計建設についての協力を行っている。加えてMIDFは株式の引受、発行をも行っている。

マレーシアの貿易および投資の増加は自由な資本移動によるところが大きい。マレーシアの為替管理はいかなる基準で測っても最も自由なものである。事実上非居住者によるマレーシアへの直接投資には 為替管理法上の許可は不要である。又資本の回収、利益の送金も申請書に記入するだけでよい。商業銀行はM$ 100万までの送金の認可権限を与えられており、これ以上の送金には、外国為替局の検査官の認可が必要である。

非居住会社のマレーシアでの借入れは認められるが国内金融情勢による。

8. 外 資 政 策

マレーシアは外資に対しての歓迎の姿勢は変らない。ただ開発の利益をマレーシア側が享受できることが保証されなければならない。このため政府としては外資は joint venture の形で進出するようすすめている。

なお、マレーシアの外資政策は外国投資家から好意をもって受け入れられており、30ケ国以上の国から投資が行われている。創始産業（免税等の奨励恩典をうけられる）だけで1970年M$ 350百万の投資があった。これが1974年ではM$ 544百万（これは全体の投資額M$ 1,160百万の50%弱にあたる）にのぼっており主要国の投資実績は次のとおり。

シンガポール	M$	151 百万
日本	〃	110 〃
イギリス	〃	90 〃
アメリカ	〃	75 〃

ホンコン　　M$ 51百万

具体的には次のような政策をとっている。

(i) 株式参加政策

この株式参加政策の策定には政府は企業収益面での外国企業家のニーズおよびマレーシア国民のニーズを十分考慮した。この政策遂行には融通性をもって望んでおり　各プロジェクトの外資比率はプロジェクトの性格　輸出指向程度等により決められる。

(ii) 外国人雇用政策

外国人雇用については joint venture の業務に不可欠な外国人の雇用は認めているが　政府としてはマレーシア人が企業内の各レベルで訓練され雇用されることを望んでいる。又外資がその投資利益を守るため外国人を恒久的に主要ポストに配属することも認められる。

(iii) 奨励策

政府は種々の奨励策を用意しているがその主なものは1968年の「投資奨励法」である。詳細は別添資料のとおりであるが簡単に言えば Pioneer

Status（創始産業の特権）が与えられることである。すなわち投下資本，優先産品の生産，現地主義等により2～8年の100％の所得税免除が与えられる。

労働集約産業を育成するために，また「労働利用奨励策」を施行している。これはある一定の基準（優先産品，地域等についての）を満たす企業が雇用する従業員に対して2～8年の減税期間が与えられるのである。

さらに，投資懐妊期間の長くかつ金額の大きい投資に対しては投資税額控除制度もある。

又「地域奨励策」というのもある。これは開発のおくれた地区での工場設置に対し，最大10年間の減税を行うものである。

その他，ホテルおよび観光施設や輸出品への奨励策もある。

(iv) その他の好条件

上記の他に一般的な好条件としては政情および経済の安定，自然資源が豊富なこと，東南アジアから

中近東を含めた立地条件の良さ等がある。

具体的には

(a) 全国に50の工業団地があり、地価も安い。さらに道路、電力、水道等のインフラも整っている。

(b) 自由貿易地区および保税施設もある。

(c) 国産品に対する関税保護がある。

(d) 輸入原材料および機器に対する関税減免がある。

(e) 通信設備および交通機関が発達している。

(f) 空港および港湾施設がすぐれている。

等である。

9. 労働力とその訓練

マレーシアには新しい技術の要請に答える生産性が高く、かつ安価なすぐれた若い労働力が豊富にある。例えば、マレーシア半島だけで、15才～25才の若い労働力が全体の30%もしめているのである。とくに技術訓練には官民協力しており、例えば、政府、経

営者および労働側の3者により設立された National Industrial Training & Trade Certificate Board がある。ここでは職業訓練、試験および認定書の発行等行っている。

一般的にいって、労使関係は良好である。団体交渉は労働法上認められているが、昇進、雇用、解雇等は経営権として交渉対象にはならない。又政府は労使間の紛争を解決するための仲裁を行うこともある。

10. 政府の担当機関

政府は外国からの投資がスムーズに行くようその申請等について効率化、公正化に努力しており、とくに不正等はない。そして投資に関する相談、調整、申請等をすべて Federal Industrial Development Authority（FIDA）で行っているのである。

Ⅲ 投資セミナー資料

資料1　投資セミナー用テキスト

第三章　財政計劃

第一節　財政計劃

I. 外資導入政策

マレーシア政府は、新規の工業投資、特に外国資本の流入を歓迎する政策をとっている。マレーシアは依然として工業開発に必要な専門的技術知識に欠ける分野が多いが、投資の対象としては非常に豊かな可能性を有する。したがって、マレーシア政府は、マレーシアの資本ならびに資源が外国の技術知識、経営方法、国際市場への輸出技術ならびにある程度までの外国資本と結合するような形での合弁企業への外資導入を奨励している。

また、マレーシア政府は、民族資本企業と外国資本企業との間に何らの差別をも行なっていない。さらに、外国資本については、その国籍にかかわりなく平等な待遇を与えている。具体的な企業計画の評価については、個々のメリットによる。

(1) 法　　令

(i) 外国からの投資に関する法令

新規企業に対する外国からの投資に直接関連する法律はマレーシアには存在しない。すべての法令は、内外の投資家に平等に適用される。（外国投資家が既存企業を取得、もしくは継承することに関するガイドラインはあるが、これはあくまで既存企業に関してである。）

(2) 優先産業

(i) 日本からの投資が望まれる産業または業種

マレーシアは、現実性のあるすべての産業について日本からの投資を歓迎するが、現在、開発に重点の置かれている産業は、およそ次のようなものである。

- 輸出指向型産業
- 労働集約型産業
- 資源に基礎を置く産業
- 農業に基礎を置く産業（特に食品産業を重視する。）
- マレーシアの技術およびノウハウの向上に資する産業
- 既存産業と相互に協調統合し得る産業。

(ii) 外資導入の優先分野

特に外資導入のために指定された産業部門は存在しない。外国資本は、国内資本と同様に、前項に掲げる各産業業種に広く参加することができる。政府は現在、上記の大まかな重点産業分類をさらに細分化して特別の優先産業を指定している。

(iii) 主要優先産業１０部門

主要１０部門は次の通りである。

1. 各種食品の生産加工、または現行の食品加工業。この中にはココナツの総合加工産業、淡水魚の養殖加工、畜産、酪農、酪農産品の加工等が含まれる。
2. 飼料製造
3. 資源基調製品（たとえば、木材、ゴム、錫、やし油、稲わら、ならびに麦わら製品）の製造。
4. 石油化学等化学製品の製造。
5. 工具、農機具、精密機械の製造。
6. 工業機械および部品の製造。
7. 建設資材および機器の製造。
8. 輸送設備および自動車部品、附属品、修理用部品等の製造。
9. 電子・電気器具、備品、部品の製造。
10. 製鉄製鋼およびスチールカスティング、ならびに鉄合金の製造。

(iv) 現行優先産業政策の変更見通し

上記優先政策には大きな変更は計画されていないが、世界経済の現状からして、マレーシア産業の発展に伴い、将来、食品産業、高度技術産業および基礎的産業にいっそうの重点が置かれることも予想される。

(3) 投資規制政策

(i) 外国人の資本参加の比率制限

外国資本との合弁企業設立を促進するのがマレーシア政府の政策である。外国資本の比率制限は、企業の性格によって異なる。国内市場および国内資源への依存度が高い企業に対しては、マレーシア資本が大部分を占めること

が要求されるが、主として輸出指向型の企業については外資が過半数を占めることも認められる。外資の比率制限は、個別企業の性格によって決まることになる。

(ii) 外国人の雇用制限

マレーシア政府は、国内のすべての企業のあらゆる雇用段階にマレーシア人が訓練され雇用されることをその政策としている。ただし、政府は、マレーシア人の人材が不足している分野では、外国企業が外国人社員を導入することを認めている。外国企業は、また、その利益を守るためにある種の「キーポスト」を恒常的に外国人に与えることを許されている。

(iii) 利益、株式配当、資本元金の国外持出制限

マレーシア政府は、利益、配当、元金の国外持出に対しては何らの制限をも加えていない。外国為替管理は名目的なものにとどまっており、その企業が内国税を必要に応じて支払っており、また、「外国為替管理局」に届出を行なっているかぎりは、いかなる国外持出も制限されない。

政府は、さらに外国投資家に対する保証として、ＩＭＦ協定第８条の条項を受け入れている。これにより、マレーシアは、ＩＭＦの事前承認なしには、通貨交換性に関するいかなる制限もしくは差別待遇をも行なわないことを約束している。マレーシアの為替管理制度は、あらゆる外国との取引に関して無差別開放制度である。

マレーシアは過去においてはポンド圏加盟国として、他のポンド圏諸国同様に一定の優遇および借入権を与えられていた。これは、英国から独立した１９５７年以降存在した英連邦特恵の一部であった。しかし、現在はマレーシアはポンド圏から脱退しており、すべての国に無差別な為替管理措置を適用している。外国投資家に直接関連を有する「為替管理規則」の主要点は次のとおりである。

- すべての輸出収益は、特定の外国通貨もしくはマレーシア・ドルで、マレーシア国内に送還しなければならない。
- マレーシア国内の企業で、非居住者の支配下にある企業の場合には、為替管理上の許可なしに国内で借入し得る金額は、５０万マレーシア

ドルまでである。M$50万を超える借入については為替管理局の許可を必要とするが、この許可は、通常、常に与えられる。借入金の具体的な制限は、借入の時点での通貨政策ならびに個々の企業の性格によって決定される。

- 外国から借入を行なおうとする企業または個人は、為替管理局の許可を得なければならない。ただし、この許可は、取引が正常なものであれば、通常、常に与えられる。
- 非居住者がマレーシア国内に間接または直接投資を行なう際には、為替管理上の許可を必要としない。
- 資本の本国引上げ、利益の送金については、1,000マレーシア・ドルを超える金額についての通常の為替管理上の手続きが完了しているかぎり、無条件に許可される。
- 輸出収益および借入金利息が為替管理局の許可を経てマレーシア国内に持ち込まれる場合には、企業は、企業間勘定を開いて決済を行なうことができる。

(V) その他の制限

(a) フェイドアウト制度の採用

外国企業家が最終的には投資比率を下げ、マレーシア側の持分を引上げる、いわゆる"fade out"制度はマレーシアには存在しない。すべての新規企業については、資本参加の比率に関するある種の条件が個別に課されるが、いったん承認を受ければ、その企業は、存続するかぎり、その資本持分を保持することができる。

(b) マレーシアへの再投資

再投資は奨励されており、そのために奨励策がある。

(c) 国産原料の利用促進

政府は、製造業者の国産原料利用を奨励しており、国産原料利用促進のために奨励策を提供している。資源基調型産業のほとんどすべてが優先産業になっている。

(d) マレーシア人の雇用促進

政府は、すべての産業のあらゆる雇用段階で、マレーシアの民族構成が反映されることを求めている。

(e) マレーシア人の職業教育訓練の促進

マレーシアの教育制度は、国際的水準からしても高い位置にあるものと言える。読み書きのできる者は、全人口の７６％以上を占め、また、２４才以下では９０％以上を占めている。学校制度は、６年の無償初等教育、５年の中等教育、２年の後期中等教育で、これが次に大学レベルに続いている。技術専門学校ならびに職業訓練学校の数は、現存するだけでも非常に多く、さらに人口増による必要を満たすために増設されつつある。したがって、マレーシア国内の企業は、教育を受けた労働者を必要な数だけ何らの困難もなく得ることができる。ただし、政府は、特殊な専門技術の質的向上を図るための企業内教育の開発を希望している。

(f) 外国からの投資が禁止されている分野

外国からの投資を禁止する分野は特にない。

(4) 奨励政策

(i) 税制面での外資導入奨励政策

マレーシアでは、企業は４０％の法人税および５％の開発税を合わせて、課税対象所得の４５％の税を支払う。また、政府は最近、インフレ対策のひとつとして、超過利得税を導入した。これは企業または個人の課税対象所得超過分に対して５％である。超過利得税が適用される企業は、資本金の２５％を超える超過利得を得た企業である。

マレーシア政府は、上記のすべての税を２年ないし１０年にわたって免除するさまざまな税制上の奨励策をとっている。奨励策には、「パイオニア企業に対するもの」、「労働力活用型企業に対する税の軽減」、「投資に伴なう税控除」および新設の「地域開発奨励」などがある。さらに各種の輸出奨励策、およびホテル、観光産業に対する奨励策がある。上記奨励策に基づく税の免除期間は、投資額の大小、従業員数、所在地などによって決定される。

マレーシア政府は、さらに、日本との間に「二重課税協定」を結んでおり、

これは日本からの投資をさらに奨励するものとなっている。

(ii) その他の奨励策

税制上の奨励策の他にも、マレーシア政府はさまざまな奨励策を実施している。その大要は次のとおりである。

- 製造過程で使用される機械および原料の輸入に関する関税の免除
- 国内工業製品の優先的政府調達
- 外国為替管理規制の自由化
- 「マレーシア工業開発金融公庫」による中長期ローン
- 輸出指向産業のための自由貿易地帯、および公認倉庫の設置
- すべてのインフラストラクチュア施設をともなう、完全に開発された工業団地の補助金付きによる提供

マレーシアは、また、世銀「投資紛争解決に関する協定」に加盟しており、投資に関する法的紛争が発生した場合は、国際調停によって解決することを外国投資家に保障している。

(5) その他

(i) 外資導入政策の効果

マレーシアの工業開発促進政策は、今のところ非常に効果的である。その結果、現在３０ケ国以上の外国から工業部門への投資が行なわれている。各種政策の実施にあたっての柔軟で現実的な姿勢によって、政府と外資導入企業との間には何らの摩擦もない。

特筆すべきは、世界的経済不況の年であった１９７４年に、マレーシアは、新規企業の認可申請を６２８件も受けたことである。この件数は、１９７３年の６５１件を下まわるが、１９７２年の４１３件よりははるかに多い。認可件数では、１９７４年は５２５件で、これは１９７３年の４７３件を上まわり、これまでの最高であった。

Ⅲ. 日本からの投資の評価

マレーシア国内の"パイオニア産業"対象企業に対する日本からの投資額は、1973年12月31日現在、およそ7,300万マレーシアドルである。

日本は、これによって、マレーシアにとっては第3位の投資国となっている。第1位はシンガポール、第2位は英国、第4位は米国である。ただし、この投資額は、「パイオニア企業」に対する投資のみであって、もし、これ以外の奨励策を受ける企業および奨励対象となっていない企業に対する日本からの投資額を合わせれば、膨大な数字となるであろう。

日本は、投資額では第3位であるが、企業数では明らかに第1位となっている。1974年12月現在、認可されている日本マレーシア合弁企業は166社であり、その90%がすでに操業を開始している。シンガポールからの投資の多くは、間接投資である。

マレーシアは、相互に利益のあるプロジェクトの設立に関して、日本を含むすべての諸国からの投資を歓迎している。マレーシアが日本に特別の関心を有することは次のような事実によって明確である。すなわち、マレーシアは、1973年に東京および大阪で投資会議を開催し、また1974年には、FIDA(連邦工業開発局)が東京に「マレーシア投資センター」を開設した。

マレーシアは、これまで日本の投資家との間に何らのあつれきをも経験していない。また、マレーシア側の明確な政策とガイドラインは何らの誤解も紛争も引き起していない。マレーシアには反日感情は存在しない。

ただし、民間部門の個人が日本の投資家と交渉する際には、時として問題が発生することがある。その原因と考えられるものは、例えば次のとおりである。

(a) 両国投資家の自由な意志疎通と理解を妨げる深刻な言語上の障壁

(b) 日本側投資家は、国際取引に関する知識が豊富で各種契約交渉の経験を積んでいるので、通常、この分野での経験を欠くマレーシア側投資家に対して優位に立つことが多い。誤解の原因は、時としてこの両当事者間の交渉力量の差にあることがある。

(c) マレーシアの民間部門から寄せられている苦情には、ある諸外国の場合と同じく、日本企業はマレーシア人に十分な訓練の機会を与えておらず、特に

マレーシア人が企業の要職に就けるような訓練の機会を与えないというものがある。この場合にも、また日本側専門家ならびに技術者とマレーシア人との言語上のギャップが問題点のひとつとなる。ある日本側経営陣は会議の席で重要問題については日本語を使う傾向があるという事実は、マレーシア側経営者の不満の種となっている。

(d) マレーシア国内の合弁企業と、日本の親会社との間の取引に使われる言語が日本語であることも、またマレーシア人が親会社との取引を理解して、これを引継ぐ能力を低めている深刻な問題点である。

日本からの投資と、他の諸外国からの投資との間には何らの差別もない。日本からの投資にともなう唯一の特殊な問題点はここに述べた言語問題であって、これが多くの困難の原因となっているのである。

資料2 投 資 関 係 法

法務関係別冊

目　　次

1. 投資奨励法（Investment Incentives Act. 1968）…… 39

2. 輸出所得控除（Export Allowance）…… 60

3. 地域開発奨励措置（Locational Incentives）…… 60

4. マレーシア化政策のガイドライン …… 61

5. マレーシアの工業団地 …… 61

1. 投資奨励法

目　　次

第1部　予備規定

第1条　略称，構成。範囲および発効

第2条　解釈

第2部　所得税及び給与税の免除

第1章　創始産業資格

第3条　創始産業産業及び商品の宣言

第4条　創始産業資格の申請

第5条　創始産業資格の認可

第6条　創始産業商品を追加することによる認可証の修正

第7条　命令及び創始産業認可証を出す権利は過去に逆上って作用する，

第8条　創始産業工場の建設開始の通知

第9条　生産認可証

第10条　創始産業認可証の修正及び取り消し

第11条　創始産業認可証公表の禁止

第12条　用紙

第1章　A

第12条A　認可された労働力利用事業

第2章　免税

第13条　免税期間

第14条　免税期間の追加延長

第14条A　労働力利用期間の延長

第15条　新旧事業

第16条　免税期間終了以前になされた事業に関する制限

第17条　特定の事柄を指示する権限

第18条　資本償却

第19条　所得の返済

第20条　免税期間中の所得の計算

第21条　所得税免除

第22条　所得税を免除される配当

第23条　給与税免除

第24条　不当に免除された所得等

第25条　免税期間中に発生した欠損の繰り越し

第26条　投資税控除

第3部　輸出奨励

第1章　輸出促進のための控除

第27条　輸出促進のための控除

第2章　加速的減価償却

第28条　加速的減価償却

第3章　輸出控除

第29条　輸出控除

第4章　給与税免除

第30条　給与税免除

第3部A　ホテル産業に関する特別規定

ホテル産業に関する特別規定

第30条A　マレーシアの区分

第30条B　課税所得の減額申請

第30条C　認可の取り消し

第30条D　減額された課税所得の算定

第30条E　第21条の申請

第30条F　第22条の申請

第30条G　不当に免除された認可済企業の所得等

第30条H　ホテル設備のための加速的減価償却

第30条I　工業建築とみなされるホテル建築

第30条J　A地域のホテルに対する創始産業証明を与える条件

第30条K　ホテル建築物の拡張または改装部分に関する課税控除額の算定

第30条L　解釈

第3部B　認可事業に対する設備投資税免除枠の引上げ

第30条M　投資税免除枠の引上げ

第4部　補則

第31条　立入り権等

第32条　規則制定権

第33条　廃止，取消し

第34条　経過，例外条項

投資奨励法
(Investment Incentives Act)

所得税及び給与税免除によって，マレーシアの産業及び他の商業企業の建設，開発を勧め，又，輸出の促進，及びこれに伴ない，又関連した目的のための条件を制定するための法律。

(1968年4月4日)

召集された議会の上院 (Dewan Negara) そして下院 (Dewan Ra'ayat) の提言と同意により権威をもって国王 Duli Yang Mana Mulia Seri Paduka Baginda Yang Di-Pertuan Agong) によって以下のように制定される。

第一部　予備規定

第1条　(略称，構成，範囲および発効)

(1) 本法律は，1968年投資奨励法と呼ばれる。

(2) 第2条を条件として，本法は，1967年所得税法とひとつのものとして理解され解釈されるものである。(以下，基本法と呼ぶ)

(3) 本法は，マレーシア全域にその効力をおよぼすものである。

(4) 本法は，1968課税年度，およびそれ以後の課税年度にその効力をおよぼすものである。

第2条　(解釈)

(1) 本法中では，文脈上別の解釈をしなければならない時以外は，

"事業年度" とは，第15条(c)に従って勘定書が作られた期間を意味する。

工場に関する "建設日" とは，

(a) 第4条のもとで，申請書に，その申請の関係する工場の建設を開始する日，またはする以前の日，として指定された日，または，

(b) 工場が申請日以前に存在している場合は，創始産業認可証により確認，変更または修正され，大臣により建設日と指定された日を指す。

"産業" はすべての種類の商業企業を含む。

"大臣" とは，とくに大蔵大臣を指しているのではない限り，商工大臣を意味する。

"新事業" とは，第15条のもとで，免税期間の終った翌日に設立され創業されたとみなされる創始産業会社の事業を意味する。

"旧事業" とは，第15条に従って免税期間中に成される当該会社の創始産業に関し，その期間内に消滅するか。あるいは期間終了時に消滅したとみなされる創始産業会社の事業を意味する。

"創始産業認可証" とは，第5条のもとに与えられた創始産業認可証，あるいは，第6条又は第10条のもとに修正されるすべての認可証を示す。

"創始産業会社" とは，創始産業認可証によって創始産業会社と認められた会社を指す。

"創始産業企業" とは，創始産業会社に関連して，創始産業工場，又は，関連創始産業商品の創始産業工場の建設とその商品の販売に続いてその会社によって建てられたマレーシア内の他の工場における製造業を指す。

"創始産業工場" とは，創始産業認可証により，創始産業工場と認められた工場を指す。

"創始産業" とは，第三条のもとに出された命令により，創始産業と宣言された産業を指す。

"創始産業製品" とは，第三項のもとに出された命令により，創始産業製品とされたすべての製品を指す。

"一次産品" とは，加工されていることはあっても製造されていない，マレーシア内で産出あるいは飼育された産品（魚と甲殻類の場合はマレーシア内で漁師によって捕獲されたもの）を指す。

"生産日" とは，創始産業工場に関連して，創始産業認可証で確認，変更又は修正され，第4条第2項第d 号に従って指定された日を指す。

"関連創始産業製品" とは，創始産業会社に関連して，創始産業認可証に指定された創始産業製品を指す。

創始産業会社あるいは第12条A のもとに認可された会社に関する "免税期間" とは，第13条第1項に従って確定した期間，および，第13条第2項と第2項A，第14条または第14条A によって延長された期間を指す。

(2) 第1項にかかわらず，産業が製造産業ではない場合，この法律は，必要に応じて変更して適用され，また，すべての産業に関しては，前述の項目の一般性を妨げない範囲で，

(a) 建設及び建設日についての規程は適当でない場合は無視出来る。

(b) 商品についての記述事項は，当該産業に該当する活

動について述べたもの，商品生産とは，その活動を行なう行為（関連創始産業製品の生産も同様に解釈），創始産業企業とは創始産業会社が商業規模でその活動を進めること，と解釈してよい。

(c) 生産日についての規定は，創始産業会社が該当創始産業製品を市販しうる規模で生産し始める日，あるいは，商業規模でその活動を始める日，と解釈してよい。

(d) 工場についての規定は，創始産業企業又は他の企業が事業を行なう建物・土地をさすものと解釈できる。又そのような解釈が適当でない場合には無視できる。

(3) 基本法第136 条は，同法に基づくコントローラー（Comptroller General）の職務に対して適用されるが，同様にこの法律に基づくその職務に対しても適用される。

(4) この法律が基本法の下では課税対象となる所得に対して免税規定を与えている場合，その所得は，基本法の適用を受けないものとする。

(5) 前記諸項の規定を留保して，この法律において使用される用語または表現が，基本法全体の運用上または特定の規定の運用上，基本法の規定によって意味が定まっている（またはこの法律にあてはまる意味をもっている）場合には，前後の関係から別の解釈を必要とする時以外は，その用語または表現はそのような意味を持つものとする。

第二部

所得税及び給与税の免除

第一章　創始産業の資格

第3条 (1)何人も大臣に対して次のことを陳情することができる。

(a) マレーシアでは国の経済的要請または発展に適した適業的規模で産業が営まれることが必要だが，そのような規模では営まれていないか，または全く営まれていない産業があること。

(b) (i)その産業は輸出面での発展も含め一層の発展が見込まれること，または

(ii)その産業を，輸出面での発展を含むマレーシアの経済的発展または要請に適した商業的規模で営むには国内の設備が不足していること。

(c) その産業が創始産業であり，その産業の製品が創始産業製品であることを法令で宣言することにより，マレーシアにおけるその産業の開発（輸出開発を含む）及び創設を奨励することが，公益上得策であること。

大臣はかかる陳情を受理したときは，大臣が必要と認める具体的な資料の提出を求めることができる。

(2) 第1項に基づいて社会の一員（会社および社団を含む）が陳情を行なうときは，500ドルの供託金を添えなければならない。のこ供託金は，

(a) 当該供託者に返却される。または，

(b) 大臣がその陳情を不まじめなものと宣言したときは，没収される。

ものとする。

ただし大臣がその陳情を不まじめなものと宣言するときは，少くともその30日前に当該供託者に対してその意図を通告し，またその意図に対して当該供託者から出されたすべての異議を検討し終えていなければならない。

(3) 大臣は第1項に基づいて行なわれたすべの陳情を検討するものとし，また，それが適当であると大臣が判断する場合には下記を内容とする告示を官報で公表するものとする：

(a) 命令を発して，その命令の中で特定の産業および特定の製品を創始産業および創始産業製品である旨を定めるのが公共の利益に適当とみられること，したがってその命令を提案する旨の宣言。

(b) 提案される命令の形式。設けるのが適当と大臣が考える条件および制限を含む。

(c) 提案される命令の発布に異議のある者を対象とした規定。これは異議を唱える者がその異議ならびに異議の根拠を告示に明記された告示公表の日から30日以内に大臣に対して書面で通知できる旨を規定したもの。

(4) 大臣は，

(a) 第3項Cに基づいて受理されたすべての異議を検討するものとし，また，必要と考えるときは，その異議の根拠に関する詳しい説明を求めることができる。

(b) かかる異議をすべて検討したのちに，

(i) 第3項に基づいて公表された告示に定める形式により（または大臣が適当と考える他の形式により）設けることが適当であると大臣が考える条件および制限を含む法定命令を発するか，または，

(ii) かかる命令は一切発しない旨を決定するものとする。

(5) 大臣は新たな法定命令を発することにより，第4項に基づいて発せられた命令を随時訂正し，その命令におい

て創始産業製品であると宣言された製品に（から）必要と思われる製品を新たに追加（削除）することができる。ただし第1項から第4項までは，それらが第4項に基づき発せられた命令に対して適用される場合と同様に，本項に基づいて発せられた命令に対しても可能な限り適用されるものとする。

（創始産業証明書の申請）

第4条 (1)会社または会社の設立登記を企図する者で，創始産業製品の生産を目的に創始産業を創設するかまたはその産業に参入することを希望するもの，およびこの目的のためにマレーシアに工場を建設（工場がすでに存在しているときにはこれを転用）することを意図するものは，創始産業証明書の交付を大臣に対して書面で申請することができる。この申請では次の事項について立証しなければならない。

(a) 当該会社が業種および製品からみて創始産業会社になること，および

(b) 当該工場が当該会社によって建設または転用された場合には，創始産業の開発または創設を目的としかつ創始産業製品の生産を目的とする創始産業工場になること

(2) 第1項に基づく申請において，申請人は次の事柄を行なうものとする。

(a) 当該創始産業の明細と当該会社または計画中の会社が当該申請に関わる工場で生産することを意図している創始産業製品の明細とを提示すること

(b) 生産日には生産されるものと申請人が予想する市販可能量からみた，当該工場における上記製品の生産率を見積ること。

(c) 既存工場の場合を除き

(i) 当該工場の規模，建設費用および生産能力の見積りの明細を提示すること

(ii) 当該工場の建設が予定されている場所を明記すること

(iii) 計画中の工場の建設着工予定日を明記すること。

(d) 当該工場が創始産業製品を商業ベースで生産開始する日を明記すること。

(3) 本条に基づいて申請を行なう場合には，500ドルの供託金を添えるものとする。これは，(a)あとで供託者に返却されるか，または(b)大臣が当該申請を不まじめなものと宣言するときは没収される，ものとする。

ただし大臣がその申請を不まじめなものと宣言するときは，少くともその30日前に当該供託者に対してその意図を通知し，またその意図に対して当該供託者から出されたすべての異議を検討し終えていなければならない。

（創始産業証明書の交付）

第5条

(1) 大臣は第4条に基づく申請を受理したとき，大臣が必要とみなす明細を申請人に対して要求することができる。また，大臣は以下の各項に従う限りにおいて，公共の利益に沿うものと判断する場合には創始産業証明書を交付することができる。ただしこの場合次の事項を特に考慮するものとする。

(a) 申請書に記載された製品と同じ製品の生産を目的とする設立済みまたは設立予定の創始産業会社の数

(b) 上記創始産業会社の生産高または予想される生産高

(c) 当該産業の輸出面の発展を含む将来の発展の有望性

(d) 当該申請が会社による場合には，その会社の取締役である者。およびその会社の株主である者の記載。

(e) 当該申請がその申請にかかわる会社の設立登記を計画している者による場合には，当該会社の取締役たることが予定されている者。および株式資本またはその一部について引受が予定されている者についての記載。

(2) 創始産業証明書は申請書の条件に従って交付されるか，または大臣が適当であると判断するような，当該条件を変化させた条件および当該証明書に明記される条件に従って交付される。

(3) 創始産業証明書の申請が，当該申請に関わる会社の設立登記を計画している者による場合には，大臣は当該会社の登記後に本条に基づいて創始産業証明書を交付することができる。また，大臣がそのように決定する場合には，

(a) 大臣の決定は，第1項(e)に述べられているいずれかの事項に関わる条件で，大臣が指定するものに基づくものであることを表明することができる。

(b) 大臣は当該決定およびかかる条件を当該申請人に対して書面で通告するものとする。

(c) 当該会社が通告の日から3ヶ月以内に登記され，かつ上記条件が充たされてきたか将来充たされるだろうと大臣が判断し納得するときは，当該証明書がそれに応じて交付される。

(4) 第3項を留保条件として，創始産業証明証は会社以外

のものに対して交付されてはならない。

(5) 創始産業証明書の条件について，大蔵大臣から書面による同意が得られない場合には，大臣はいかなる創始産業証明書を交付してはならず，またそれを交付するいかなる決定も行なってはならない。

(6) 大臣は大蔵大臣から書面による同意が得られる限りにおいて，第(2)項または第(3)項に基づいて課された条件を変更することができる。

(創始産業製品を新たに追加することによる創始産業証明書の訂正)

第6条

(1) 創始産業会社は免税期間中であればいつでも，創始産業証明書を訂正してそれに明記されている創始産業製品に他の創始産業製品を新たに追加するための申請を，大臣に対して書面で行なうことができる。

(2) 第(1)項に基づく申請では，申請対象の追加創始産業製品ならびにその申請理由を明記するものとする。

(3) 本条に基づく申請に対しては必要な変更を加えたうえで第5条を適用するものとする。ただし，この場合第5条の第(1)項(d)および(e)ならびに第(3)項を除く。

(4) 本条に基づいてなされる証明証の訂正は当該会社の免税期間を延長するものではない。

(命令および創始産業証明書に遡及効果を持たせる権限)

第7条

(1) 会社の経営困難を防止するために，第3条または第5条に基づいて発せられた命令または交付された創始産業証明書；もしくは第6条に基づく創始産業証明書の訂正は，1968年1月1日以後の日まで逆上って適用される旨を規定することができる。

(2) 本条の規定によって創始産業証明書が遡及的に適用されることになる場合には，

(a) 適用がはじまる日以降に基本法の運用上なされた行為または生じた事態，および当該証明書がその日に有効であったとすればありえなかったと想定される行為または事態はすべて，この法律および基本法の運用上必要なときはいつでも，なかったものとして取扱われるものとする。

(b) 当該行為が創始産業会社の納税行為であれば，その納税額は，当該会社の生産日から90日経過後のできるだけ早い時期に，基本法に定めた方法に従って還付されるものとする。

(創始産業工場建設の開始通告)

第8条 創始産業会社に対し計画中の工場に関して創始産業証明書が交付された場合には，当該会社は14日（または書面による延長の申請に基づいて大臣が許可する期間）以内に，計画中の工場の建設がその建設日または建設日前に開始されたという趣旨の報告，または建設がそのように開始されなかったときはその理由についての報告を大臣に対して行なうものとする。

(生産証明書)

第9条

(1) すべての創始産業会社は生産日から14日（または書面による延長の申請に基づいて大臣が許可する期間）以内に，次の点に関する報告書を提出するものとする。

(a) その工場でその生産日以前に生産された関連創始産業製品の市販可能量。

(b) その生産日における当該製品の市販可能量からみたその創始産業工場の生産率。

(c) 当該報告書に示された成果が，当該工場に関する第4条(2)項(b)に基づく見積りに達しない場合にはその理由。

(2) 大臣は第(1)項に基づいて提出された報告書に関して必要と考える明細または証明を要求することができ，またそれに基づき，次にあげる(a)，(b)の事実を理由として当該報告書に納得する場合には，当該会社に対してその創始産業工場は関連創始産業製品を商業ベースで生産しているという趣旨の生産証明書を発行することができる。

(a) 報告書に示された成果が第(1)項(c)に言う見積りに等しいかそれを上回っている。

(b) 報告書に示された成果が上記の見積りに達していないが，それは次の点を考慮すればやむをえないものである。

(i) 当該会社がそれについて行なった説明

(ii) 当該会社が行なった努力

(iii) 当該会社が遭遇した困難

(3) 本条に言う見積りとは，それが創始産業証明書の中で変更されている場合には，そのように変更された見積りを指すものとする。

(創始産業証明書の訂正または取消し)

第10条 (1)創始産業会社が，

(a) 交付された創始産業証明書の対象となる計画中の工場の建設を，建設日または大臣が許可したと思われるそれ以降の日以前に，開始することまたは開始させること，もしくは，

(b) 第9条(2)項に基づいて生産証明書を取得すること

を履行しなかった場合には，大臣は当該会社に対して書面による通告をもって，その通告の送付の日から30日以内に，その不履行を改めるよう，またはその不履行が当該会社の管理の枠を越えた何らかの原因によるものでありまたその不履行が当該通知に明記されている期日までに改められるという合理的な見通しがあることを納得の行くよう立証するよう要求するものとする。

(2) 創始産業会社が第(1)項に基づく通告の要求に応えて，その不履行を改めまたは当該通告の条件に従って大臣の納得を得た場合には，大臣は当該会社の創始産業証明書を訂正してすでに明記されている建設日または生産日を

(a) 不履行が改められた日か，または

(b) 第(1)項に従って当該通告に明記された日

のいずれかに書き換えるものとし，またそれに伴ないこの法律は，そのように書き換えられた日が当該会社に関する建設日または生産日として効力を発するものとする。

(3) 大臣は次の場合には創始産業会社の創始産業証明書を取消すことができる，

(a) 当該会社が第(1)項に基づいて送付された通告を順守することを怠った場合

(b) 大臣が，当該会社がこの法律のいずれかの規定または第5条(2)項もしくは(3)項に基づいて課されるいずれかの条件に違反したと判断する場合およびあらゆる事情からみてそれが適当であると判断する場合，

(4) 本条に基づいて創始産業会社の創始産業証明書を取消す場合には，その取消しが次の期日から発効することを宣言するものとする。

(a) 当該証明書が最初に効力を発した日，または

(b) 大臣が適当と考えるときは，当該証明書が発効した日以後の大臣が指定する日

(5) 第(4)項(a)が，創始産業会社の創始産業証明書の取消しに関して適用される場合には，

(a) 第7条(2)項および第13～25条は当該会社に対しては効力を持たなかったものとみなされるものとする。

(b) 第7条(2)項の規定により当該会社に還付された税金は当該取消し日をもって納付されるものとし，かつ基本法に規定された方法で納付されるものとする。

(c) 第7条(2)項が取消し日以前に効力を有している場合には，第7条(2)項が当該会社に関して最初に効力を発した日から基本法の適用下に経過する期間は，取消し日をもって経過し始めたものとみなされるものとする。

(6) 第(4)項(b)が創始産業会社の創始産業証明書の取消しに関して適用される場合には，

(a) 当該会社の免税期間は第13条～25条の運用上，その取消しがその期日をもって効力を生じたと宣言される日に終了したものとして取扱われるものとする。

(b) 当該会社の旧営業に関する勘定書が上記の期日までに作成されていない場合には，その期日以降に作成された最初の勘定書の数字は，その勘定書が

(i) 当該会社の旧営業の最後の勘定書および新営業の最初の勘定書として作成されたもので，かつ，

(ii) 取消し日を含む事業年度に関わるもの

であれば，第13～25条の運用上，当該事業年度の上記の期日以前に当たる日数に照して配分されるものとする。

(7) 本条はこの法律の他のいかなる条項にもかかわらず適用されるものとする。

(創始産業証明書の公表の禁止等)

第11条 創始産業会社に関して本編に基づいて提出された申請書または交付された証明書の内容は，当該会社から求めがある場合を除いては，官報その他を通じて公表しないものとする。

ただし大臣は

(a) 創始産業証明書が交付された会社，または

(b) 創始産業証明書が取消された会社，

の社名を官報を通じて公表するものとする。

(形式)

第12条 大臣は本編に基づいて使用される申請書の形式を法令によって指定することができる。

第1章 A

(承認される労働力利用事業計画)

第12条A

(1) 何人も大臣に対して，本章の施行日以後を開始する会社がマレーシアにおける事業計画で51人以上の従業員を雇用しているかまたは将来雇用する計画であること，お

よびかかる事業計画の実現または促進はマレーシアの産業開発からみて望ましいものであることを陳情することができる。また大臣はかかる陳情を受けたとき，必要とみなすすべての明細をさらに求めることができる。

(2) 第1項に基づくすべての陳情には500ドルの供託金を添えるものとする。この供託金は

(a) 後に，供託人に返却されるか，または

(b) 大臣が上記の陳情を不まじめなものと宣言する場合には，没収されるものとする。

ただし大臣が，上記の陳情を不まじめなものと宣言するときは，少くとも30日以前にその意図を当該供託人に通告しかつその意図に対して当該供託人から出されたすべての異議を検討し終えていなければならない。

(3) 大臣は，第1項に基づく陳情を検討した後，本編第2章の適用に関する認可証を，当該申請書の条件および大臣が課するのが適当と判断し当該認可証に明記される諸条件に従って，交付することができる。

ただし本条に基づいて大臣が認可証を交付するためには，当該認可証の諸条件についてあらかじめ大蔵大臣の書面による同意を得ているものとし，さらに，本条に基づく認可証の付帯条件として当該認可証の交付される当該会社は生産日から起算して2年間を通じて51人以上の従業員を雇用するものとするという条件がなければならない。

(4) 大臣は第3項に基づい課されるいかなる条件をも変更することができるが，この場合には大蔵大臣の書面による同意を必要とする。

(5) 本条および第14A条の運用上，「従業員」とは，会社との間で交わした当該会社の業務についての（あるいはそれに関連した）役務契約または見習契約（その契約が明示されているか暗示されているか，口頭によるものか書面によるものかは問わない）に基づいて雇用された者で，かつ1951年のEmployees' Provident Fund Ordinance（従業員準備基金法）に言う意味での「従業員準備基金」の成員または認可された機構の成員である者をいう。

（注：1971年（改正）投資奨励法第6条には，基本法の第15条ー第25条は必要な変更を加えたうえで，第12A条に基づく認可証が交付された会社に対して創始産業会社に適用される場合と同様に適用される旨の規定がある）

第2章　免税

（免税期間）

第13条

(1) 創始産業会社，または第12A条に基づいて認可証が交付された会社の免税期間は，

(a) その生産日をもって始まるものとし，

(b) 2年間継続し，また，その後は本条か第14条か第14A条かに基づく免税期間の延長によって許可される期間だけさらに継続するものとする。

(2) 大蔵大臣は第(3)，(4)項を留保して，創始産業会社の免税期間の延長期限を次のように指示するものとする。

(a) 当該会社の免税期間が2年で，大臣が当該会社は当該期間終了の翌年末までに25万ドルよりも少なくない固定資本支出を負担したと判断する場合には，その生産日から3年まで，

(b) 当該会社の免税期間が2年または3年で，大臣が当該会社は当該免税期間終了の翌年末までに50万ドルよりも少なくない固定資本支出を負担したと判断する場合には，その生産日から4年まで

(c) 当該会社の免税期間が2年，3年または4年で，大臣が当該会社は当該免税期間終了の翌年末までに100万ドルよりも少なくない固定資本支出を負担したと判断する場合には，その生産日から5年まで

（2A）付則1の第2欄の製品の生産を目的とする同第1欄に明記された創始産業に対して第(1)項および第(2)項を適用する場合には，これらの項における年数「2」，「3」「4」「5」はそれぞれ「4」「5」「6」「7」年として解釈するものとする。

"（2B）大臣は法令によって，付則1から特定の品目を削除し，また付則1に新たに品目を追加することができる。"

(3) 本条に基づく指示を受けるためには，

(a) 創始産業会社は，その免税期間終了の翌年末後の30日（または大臣が許可するそれよりも長い期間）以内に，大臣に対して書面で申請を行なうものとする。

(b) 上記の申請書には当該申請人が負担した固定資本支出の明細を記載するものとし，必要があれば，申請人がその固定資本支出に含めることを希望する資本支出の明細を含めることができる。

(4) 大蔵大臣は第3項に基づく申請書を受理したときは，

必要と判断する明細（または申請書の内容を立証する資料）をさらに求めることができ，また

(a) それで納得した場合には，当該事例に応じて第2)項(a)，(b)または(c)に従って申請通りの指示を与えるものとする。

(b) それで納得しない場合には，申請人に対してかかる指示を与えることを拒絶する旨の通告を行なうものとする。

(5) 本条にいう「固定資本支出」とは，創始産業会社が創始産業工場または創始産業企業の目的上，その創始産業工場またはマレーシアにおいて使用される設備，機械もしくはその他の装置に関して負担した資本支出を意味する。

(免税期間の再延長)

第14条

(1) 本条の運用上，大臣は大蔵大臣の書面による同意があれば法令によって，次の事柄を行なうことができる。

(a) マレーシアにおける特定の地域が開発地域であることを宣言すること。

(b) 特定の製品または特定種類の製品が優先製品であるまたは特定の産業が優先産業であると宣言すること，または

(c) 製品に含まれるマレーシア産品の必要含有率を指定すること

(2) 大蔵大臣は次の諸項を留保して，創始産業会社の免税期間（または第13条(2)項に基づいて指示されるその延長された期間）を1年間（または場合によってさらに長い期間）延長するよう指示することができる。ただしその場合大蔵大臣は当該会社が免税期間または延長された免税期間の終了するその翌年末までに，

(a) 第1)項に基づいて宣言された開発地域で創始産業工場を操業させている。または

(b) 第1)項に基づいて宣言された優先製品を商業ベースで生産しているか，または同様に宣言された優先産業をすでに確立している。または

(c) 製品に含まれているマレーシア産品の割合を，第(1)項に基づいて指定された必要含有率に到達させている。

ものと判断していなければならない。

(3) 第4)項を留保して，第2)項の下では1年単位の延長が同時に1回以上与えられるが，その場合大蔵大臣は各延長に対応する条件がそれぞれ満たされていると判断していなければならない。

(4) 第2)項に基づいて与えられる延長の合計期間はいかなる場合にも3年を超えてはならない。

(5) 第2)項に基づく延長の申請は大蔵大臣に対して書面で行なうものとする。また，第13条(3)項に基づく申請を受理した場合に適用され第13条(4)項は，かかる申請を受理した場合にも準用されるものとする。

(労働力利用事業計画に対して許可される免税期間の延長)

第14条A

(1) 大蔵大臣は第12A条に基づく認可書が交付されている会社の免税期間の延長を下記の条件に従って指示することができる。

(a) 免税期間が2年で，大蔵大臣が当該会社は当該期間が終了する翌年1年間を通じて当該事業計画で101人よりも少なくない従業員を雇用したと判断する場合には，生産日から起算して3年まで

(b) 免税期間が2年または3年で，大蔵大臣が当該会社は当該期間が終了する翌年1年間を通じて当該事業計画で201人よりも少なくない従業員を雇用したと判断する場合には，生産日から起算して4年まで，

(c) 免税期間が2年，3年または4年で，大蔵大臣が当該会社は当該期間が終了する翌年1年間を通じて当該事業計画で351人よりも少なくない従業員を雇用したと判断する場合には，生産日から起算して5年まで

(2) 第1)項に基づく指示を受けるためには，

(a) 申請は免税期間の終了する翌年末後30日（大蔵大臣の許可があれば延長できる）以内に大蔵大臣に対して書面で，雇用の明細を記して，行なうものとする。

(b) 大蔵大臣は申請を受理した場合，必要と判断するすべての明細（または申請書の内容の正確さを裏づける資料）をさらに要求することができる。

(新旧営業)

第15条

(1) 創始産業会社の営業がその免税期間終了の前後にまたがる場合には，基本法および本法の運用上

(a) 上記営業は，当該創始産業会社の免税期間終了したとみなされるものとする。

(b) 上記営業に関しては，当該創始産業会社がその免税期間終了の翌日に新営業として開業したものとみなされるものとする。

(c) 当該創始産業会社は，次の期間の勘定書を作成しなければならない。

(i) 当該会社の旧営業が開始した日から起算して1年を越えない期間の勘定書

(ii) その後は1年ごとの勘定書

(iii) その免税期間が終了する日までの1年を越えない期間の勘定書

(d) 創始産業会社は，その新営業の最初の勘定書を作成するにあたって，その資産および負債に関する〆切の数字をかかる勘定書のための開始の数字として計上するものとする。また当該新営業に関するその次の勘定書は，最初の勘定書の〆切の数字を参照して作成し，それ以後の勘定書も同様にその新営業に関する先行勘定書の〆切の数字を参照して作成するものとする。

(2) 創始産業会社が新営業を開始したものとみなされており，またその新営業に関する勘定書が旧営業の年次勘定書の作成された日に当たる日まで作成されている場合には

(a) 旧営業の課税年度分の基本期間が新営業の開始日を含むときは，その期間が，新営業，当該課税年度分の基本期間になるものとする。

(b) 新営業に関しては，上記課税年度以前の課税年度分の基本期間はないものとする。

(免税期間終了以前に行なわれる営業の制限)

第16条 創始産業会社は，大臣（自己が適当と考える条件を課すことができる）の同意がなければ，その免税期間終了以前に，その全所得がその創始産業事業から生じる営業以外のいかなる営業も行なってはならない。

(特定の場合に指示を与える権限)

第17条

(1) 基本法および本法の運用上，コントローラーは，次の事項を指示することができる。

(a) 事業年度中に創始産業会社に支払われるべき金額であって，この法律がなければ，当該年度終了後の通常の営業過程において支払われたものと合理的にかつ正当に見込まる金額は

(i) 当該年度において支払われたものとしてではなく，当該年度後のコントローラーが適当と考える日に支払われたものとして取り扱われ，また

(ii) 上記の日が，創始産業会社の免税期間終了後の日である場合には，その新営業に関して支払われるべき金額として，上記の日に支払われたものとして取り扱われる。

(b) 創始産業会社がその免税期間終了後1年以内に負担した経費であって，この法律がなければ免税期間中に通常の営業過程において負担されたものと合理的かつ正当に見込まれる経費は，当該年度中に負担されたものとしてではなく

(i) その旧営業のために，しかも，

(ii) コントローラーが適当と考える当該免税期間中の日をもって

負担されたものとして取扱われる。

(2) 本条に基づいて創始産業会社に関する指示が与えられ，かつその後にこの法律に基づいて創始産業会社の免税期間の長さが変更されるときは，コントローラーは適宜その指示を訂正することができる。

(資本控除) Capital allowance

第18条

(1) 創始産業会社の旧営業に関する所得であって，この法律に従っていずれかの事業年度分のものとして算定されるべき所得は，この法律に従わない場合には基本法の付則3に従ってなされる可能性のある控除を行なうことなく，（第17条に基づく指示から派生する必要な調整を済ませてから）上記のように算定されるものとする。

(2) 第1項の規定にかかわらず，かつ第3項の規定を留保して，創始産業会社の新営業のために資産が使用される場合には，当該創始産業会社がその免税期間終了以前に当該資産に関して負担した資本支出はすべて，基本法の付則3の運用上，その免税期間終了の翌日に発生したものとみなされる。

(3) 創始産業会社の旧営業のために資産が使用され，かつその旧営業に関して当該会社においてその全免税期間中に欠損（第25条(2)項に従って算定される）が生じる場合には，第1項および第2項は適用されないものとし，また，

(a) 第(1)項がなければ基本法の付則3に基づいて行なわれるものと想定される控除の観念上の額が，当該免税期間が関連している各課税年度について算定されるものとする。

(b) (a)号に基づく観念上の算定額の総計は，新事業に関しては，免税期間終了後の最初の課税年度についての

上記の付則に基づく控除額として認められるものとする。

(c) 第4項(a)号の規定を留保して，免税期間終了時の残余支出は当該会社がその免税期間中に当該資産に関して負担した総資本支出から上記の総計額を控除することによって算出されるものとする。また，かかる残余支出は上記付則の運用上，当該免税期間終了の翌日に新営業のために発生したものとみなされる。ただし当初控除はそれに関しては認めないものとする。

(4) 前記の諸項が適用される場合に，創始産業事業を目的に使用される資産が非創始産業事業をも目的に使用されるときは，

(a) 当該資産への資本支出に関しては基本法の付則3に基づいて，当該資産が上記の非創始産業を目的に使用される度合を考慮したうえで合理的と思われる控除を行なうものとする。

(b) 第3項(c)号に基づいて算出された残余支出から(a)号に基づく控除額を控除するものとする。

(所得の申告)

第19条 会社の場合に適用される基本法第5編 (Part V) の諸条項は，創始産業会社の旧営業に関する所得が課税対象となるものとして，すべての点で適用される。

(免税期間中の所得計算)

第20条

(1)創始産業会社における旧営業の各事業年度分の所得は基基本法に従って

(a) かかる事業年度を，当該事業年度の最終日を含む課税年度分の基本期間として取扱うことによって，また

(b) 当該所得を，当該基本期間中の旧営業であげた修正済所得として算定することによって，

計算されるものとする。

(2) 第1項に基づいて算定された会社の所得額は，第5条に基づく当該会社の創始産業証明書に明記されるすべての条件に従うものとする。

(3) 第1項に基づいて，または場合によっては第1項および第2項に基づいて，創始産業会社に関して所得額が算定された場合には,コントローラーは当該会社に対して当該金額を示す計算書を定付するものとする。

(4) 基本法第97条および第99条の運用上，第3項に基づいて送付される計算書は基本法に基づいて送付される課税通知（基本法第92条に基づいてなされる課税についての通知ではない）であるるものとみなされる。

(所得税の免除)

第21条

(1) 第20条に基づいて送付される計算書が基本法の第97条に基づいて最終的かつ確定的なものとなったときは，当該計算書に記載された金額は，基本法に基づく租税を免除されるものとする。

(2) 第20条に基づいて送付される計算書が最終的かつ確定的なものとなる前に，コントローラーは，自己が適当と判断するときは，当該計算書に記載された金額の全部または一部が異議のないものであることを宣言することができる。コントローラーが上記の宣言をする場合には，かかる宣言に影響される金額は，基本法に基づく税を免税されるものとする。

(所得税を免除される配当)

第22条

(1) 創始産業会社の特定の所得金額が第21条に基づいて免税されるときは，本条の運用上当該金額は創始産業会社の張簿の貸方勘定に記載されるものとする。(本条および第24条におけるかかる勘定および会社は，それぞれ免税勘定および関係会社とよばれる)。

(2) 免税勘定が，第21条に基づいて免税された所得の中から関係会社によって配当が支払われる日に貸方記入されるときは，かかる配当または貸方に等しい金額のうち，いずれか少い方の金額が，免税勘定の借方に記入されるものとする。

(3) 関係会社の株主の受取分として第2項に基づいて免税勘定の借方に記入される配当金額は,コントローラーが当該免税勘定の記張に納得できるときは，当該株主の所得として，基本法に基づく税を免除されるものとする。

(4) 第2項に基づいて免税勘定に借方記入される配当は，関係会社の株主（または特定種類の株主）に対して，当該株主が借方に発生している配当を受取る権利を有するのと同じ割合で，配当されたものとして取扱われる。

(5) コントローラーが免税勘定を維持する必要がなくなったと判断するまでは，関係会社はその登記された事務所宛てに内国歳入局長が送付する表面による通知をもって提場を要求されるときはいつでも，当該免税勘定の写しを指定された日までに提出するものとする。

(6) 下記の場合，すなわち，

(a) 株主が一定金額を関係会社から配当金として受取る場合

(b) 上記配当金額が前記の諸項に基づいて免税される場合

(c) 上記株主が会社である場合

上記の株持会社がその株主に対して支払う配当金はすべて，コントローラーが支の配当金が上記金額から支払われることに満足するかぎりにおいて，当該株式の所得として免税されるものとする。

(7) 基本法第108 条は，免税勘定に借方記入される配当または配当の一部に関しては，もしくは第(6)項に基づいて免税される配当またはその一部に関しては，適用されないものとする。

(給与税の免除)

第23条 すべての創始産業会社は，その免税期間を通じ，その関係創始産業製品の生産に産に従事している当該会社の従業員の給与に関しては，給与税を免除されるものとする。

(不当に免税された所得等)

第24条

(1) この法律の他のいかなる規定にもかかわらず，第21条に基づいて免税された関係会社の所得または第22条に基づいて株主の所得として免税された配当は

(a) 創始産業会社の所得が第21条に基づいて免税された後に，第17条に基づいて上記の会社に関して与えられた指示，または，

(b) 創始産業証明書の取消し

を理由に免税されるべきではなかったとコントローラーが判断するときは，コントローラーは，上記の指示または取消しの日から6年以内の任意の時に，当該免税がもたらしたすべての利益を相殺するために，必要と判断する追徴課税をいかなるものに対しても行なうことができ，または，事情に応じて必要な金額を免税勘定の借方に記入すべき旨を当該関係会社に対して指示することができる。

(2) 第1項に基づいてなされる指示は，基本法第99条の運用上，同法第92条に基づいて行なわれる課税とは無関係の課税通知であるとみなされるものとする。

(3) この法律の他のいかなる規定にもかかわらず，給与税が免除された会社は創始産業証明書が取消されているためそのような免税が適用されるべきではなかったとコントローラーが判断する場合には，コントローラーは当該免税を取消し，かつ当該給与税を未納分として徴収することができる。

(免税期間中に発生した欠損の繰越し)

第25条

(1) 本条の規定を留保して，創始産業会社がその全免税期間においてその旧営業に関して欠損を生じた場合には，かかる欠損金は繰越され，かつその欠損が当該会社の新営業においてしかもその新営業がこの法律に基づいて開始されたとみなされる課税年度に発生したものと想定して処理されるものとする。また，基本法第43条および第44条はこれに応じて課税年度分の創始産業会社の全所得を計算するさいに適用されるものとする。

(2) 第(1)項の運用上

(a) 創始産業会社が旧営業の事業年度にこうむったいずれの欠損の金額も第20条(1)項に基づいてすべての所得が計算されるのと同様の方法で計算されるものとし，また，

(b) 第(3)項の規定を留保して，創始産業会社がその全免税期間中にこうむった欠損の金額とは，(a)に基づいて計算されたすべての事業年度分のすべての欠損の総額が欠損が発生しなかったすべての事業年度分の所得総額を上回る分の金額であるものとする。

(3) 下記の場合，すなわち

(a) 創始産業会社の欠損金額がある事業年度の分として計算されている場合，また，

(b) 第20条(1)項および本条第(2)項(a)号に従って，当該事業年度が欠損金額を計算する関係上，ある課税年度分の基本期間として取扱われている場合

当該欠損金額は，当該課税年度分の基本期間中の当該会社の，本編に基づく非免税所得である修正所得から基本法の第43条(2)項および第44条(1)項に規定された方法によって控除されるものとする。また，第(1)項および第(2)項に基づいて繰越される欠損金額はかかる控除金額をもって差引かれるものとする。

第3章 投資税控除

(投資税控除)

第26条

(1) ある課税年度の基本期間において，会社（非創始産業会社または第12A条に基づいて認可証が交付されている会社）が，認可プロジェクトを目的にマレーシアにおいて使用される工場に対して，または設備，機械もしくはその他の装置に対して資本支出を発生させた場合，大蔵大臣が承認する（当該支出の25％よりも少なくない）金額の投資税控除が，上記課税年度分として当該会社に対して適用されるものとする。

(2) 会社が第(1)項に基づいて，認可プロジェクトに関連して課税年度の基本期間に発生した資本出支について投資税控除の適用資格をもち，かつその会社が当該プロジェクトを目的として

(a) 第14条(1)項に基づいて宣言された開発地域で工場を操業させているとき，または

(b) 第14条(1)項に基づいて宣言された優先製品を商業ベースで生産している。もしくはそのように宣言された優先産業を創設するとき，または

(c) その製造品（もしあるとすれば）にマレーシア産品を第14条(1)項に基づいて指示された必要比率において含有させているとき，

には，当該会社がその基本期間に充たす(a)，(b)，(c)に明記された各条件に応じて，当該支出の5％の追加投資税控除が，当該会社に対し，その課税年度について適用されるものとする。

(3) 第(1)項または第(2)項に基づいて認可プロジェクトに関連して発生した支出に対して適用される控除は，

(a) 第(5)項の規定を留保して，上記支出が発生した課税年度の基本期間においてその課税年度分についてのみ適用されるものとし，また，

(b) 本条の運用上，当該プロジェクトが認可される基本期間の開始後5年以上経て発生した資本支出に関しては適用されないものとする。

(4) 第(1)項または第(2)項に基づいて，会社に対してある課税年度について控除が適用される場合には当該課税年度の基本期間分の修正所得で，当該控除額（または場合によってはかかる控除額の総額）に等しい金額が基本法に基づいて当該課税年度分として免税されるものとする。

(5) 課税年度の標準期間に会社の営業から生じる修正所得が不十分であることまたは存在しないことを理由として，その営業からなる源泉に関して当該年度分として当該会社に適用されるべき控除がまったく実行されえないか，十分には実行されえない場合には，前記諸項の規定にもかかわらず，当該年度分として適用が不可能な控除は，本条に基づいて，上記営業から生じる修正所得が存在するその次の課税年度の基本期間の分としてその課税年度に当該会社に対して与えられるべき控除であるとみなされるものとする。また当該会社が適用される資格をもつ控除が完全に適用されるまでは，その後の課税年度についても同様とする。

(6) 第(4)項の規定によって所得が免税されるときは，第22条はかかる所得に対しても，第21条に基づいて所得が免税される場合に適用されると同様に，（必要な修正を加えたうえで）適用されるものとする。

(7) 本条において“認可プロジェクト”とは，所轄当局（すなわち，大蔵大臣の書面による同意を有する大臣）によって認可されたプロジェクトを意味する。また，かかる認可は所轄当局が適当と判断する条件に従って与えられ，かつ所轄当局によって任意の時に取消されるものである。

第3編　輸出の奨励

第1章　輸出促進のための控除

（輸出促進のための控除）

第27条

(1) 大蔵大臣は，マレーシアからの輸出の促進のために負担された支出金および経費に関する控除を規定する規則を制定することができる。

(2) 第(1)項にいう種類の規則には，次の事項を規定する条項を含むことができる。

(a) 当該規則が規定する支出金および経費の種類

(b) 当該規則が規定する控除を認める条件

(c) かかる控除を算定するために，かかる支出金および経費の金額に適用される割合

(3) 付則に含まれている規則は，本条に基づいて制定されたとみなされるものとし，かつ必要に応じてこれを取消すことができる。

(4) 基本法の第149条および152条第2項は，本条に基づいて制定される規則に適用されるものとする。（ただし付則に含まれている規則を除く。）

第2章　加速的減価償却

(加速的減価償却)

第28条

(1) 本条に従うことを条件として，コントローラーが，

(a) 会社が，その営業のために使用される資産に関し，課税年度についての当該期間に適法な設備経費を負担したこと，ならびに

(b) かかる経費が，既存の工場における生産技術を近代化するために，または近代化された工場を設立するために負担されたものであること。

に満足する場合に所轄当局が当該会社を認可するときおよび認可するかぎりは，加速減価償却としての年次控除が，当該課税年度およびその後の課税年度について，当該会社に対して与えられるものとする。

(2) 会社の営業のために使用される資産に関し，課税年度に与えられる加速減価償却は，

(a) 当該年度についての当該期間の終了時の資産に関する残全支出の40%からなるものとし，かつ基本法の付則(3)に基づいて与えられる年次控除に代わるものとし，また

(b) 次の場合にのみ与えられるものとする。

(i) 当該会社が，上記課税年度についての当該期間に居住者であった場合

(ii) コントローラーが，上記課税年度についての当該期間の終了時に，資産が当該営業のために使用されていたものと判断する場合，

(iii) 上記課税年度についての当該期間に当該会社が，その全生産額の20%以上を輸出した場合。

(c) 本項の前記諸規定にかかわらず，次のいずれかに該当する場合は，与えられない。

(i) 当該資産の全部もしくは一部が，上記課税年度についてのいずれの時にも，第1次製品輸出のために使用されていた場合，

(ii) 当該会社が，上記課税年度について，第21条に基づいて課税を免除されていた場合，

(iii) 当該会社が，上記課税年度について，第26条に基づいて投資税控除を受けていた場合。

(3) 第(1)項に基づいて与えられる認可は，所轄当局が適当と判断する条件に従って与えられかつ上記所轄当局によっていつでも取消すことができる。

(4) 本条において，"所轄当局" とは，大臣の書面による同意を得た大蔵大臣を意味する。

第3章　輸出控除

(輸出控除)

第29条

(1) 製品の生産を含む会社の営業から生じた課税年度についての当該期間中の会社の調整された所得を，基本法に基づいて査定するときは，第2項の適用によって計算される金額を，当該期間中の営業から生じる会社の粗所得から控除しなければならない。

(2) 本項が課税年度についての会社，営業および当該期間に対して適用されるべきときは，

(a) 当該期間中の営業から生じた粗所得を獲得するために，会社によって当該期間中に負担された関係支出金および経費の20%に等しい金額（(c)においては，特別比率額として規定される）が，計算されるものとする。

(b) 下記の金額が査定されるものとする。

(i) 直接に，または代理人もしくはその他の仲介人を通した製品の輸出から生じた当該所得がある場合はその金額

(ii) 過去3年間の課税年度についての当該期間において上記のようにして生じた粗所得がある場合はその平均金額，および

(iii) (i)に基づいて査定された金額が，(ii)に基づいて査定された金額を超過する場合は，その超過額，および

(c) 第(1)項に基づいてなされる控除金額は，(b)(iii)に基づいて査定される超過額の当該期間中の営業から生じた粗所得金額（販売から生じた粗所得）に対する割合と同一の割合を，特別比率総額に対してもつ特別比率額の一部分であるものとする。

(3) 第(2)項(a)の適用上，関係支出金および経費は，営業との関連では下記のものである。

(a) 従業員に対して支払われる賃金で，その基本賃金が年金制度に対する貢献が考慮される関係から1か月に500ドルをこえないもの

(b) マレーシア産品の費用で

(i) 当該営業用の製品の生産に使用するために購入された原料の費用，および

(ii) 上記のように使用されることなく，その後に転売されなかった（またはその他の方法で処分されなかった）

原料の費用。

(4) 第(2)項(b)においては，

(a) 会社の粗所得に関する規定は，会社によって支払われる運賃，保険，船賃または取扱い費用，および会社によって与えられる同業者割引の控除後の粗所得に関する規定であり，かつ第1次製品の輸出から生じる粗所得を含まない。

(b) 課税年度に関する規定は，基本法によっつ廃止された法律のいずれかに基づく課税年度に関する規定を含む。

(5) 第(3)項(b)においては，

(a) "マレーシア産品"とは，マレーシアにおいて生産された商品または原料を意味し，かつマレーシアにおいて供給される動力または水およびマレーシアにおいて提供される輸送力を含む。商品，原料，動力，水または輸送力は，大臣がその価額の50パーセント以上がマレーシアにおいて生産もしくは提供されたことと，または動力もしくは水の場合には，マレーシアにおいて設立された企業によって供給されたと納得した場合は，マレーシアにおいて生産，供給または提供されたものとみなされる。

(b) 製品の生産に使用するために購入されたマレーシア産品の費用に関する規定は，購入時以外の使用のために利用可能となる特定のマレーシア産品に関しては，それが利用可能となる時点の市場価額に関する規定を含む。

(6) 本条は，課税年度の当該期間中の会社の粗所得に関しては，当該会社がその課税年度の当該期間に居住していなかったときは，適用されないものとする。

第4章　給与税免除

(給与税免除)

第30条

(1) 本条の適用上，大臣は，(創始会社以外の)任意の会社を輸出品製造会社，および任意の製品を登記済製品として登記することができる。

(2) 登記済製品を生産する輸出品製造会社は，その製品の1暦年の総生産額の20%以上がかかる年度に輸出されるときは，かかる年度に対し本条適用の資格を有する。

(3) 会社が，1暦年に対し本条適用の資格を有するときは，当該年度に含まれる月に会社によって支払われた給与税の適当な部分は，当該会社が当該年度の終了後の12ヵ月以内にその旨を申請すれば，払いもどされるものとする。

(4) 第(3)項において，会社および当該暦年に会社によって支払われる給与と関連して，"適当部分"とは，登記済製品に関する当該会社の当該年度の輸出売上額の，当該会社の当該年度の総売上額に対する割合と同一の割合を，上記の税の総額に対してもつことを意味する。

(注：給与税は1965年制定の財政法により導入された。この給与税に関する条項はその後1971年の修正財政法により撤廃された。しかし，コントローラーが，撤廃された条項に基づいて1971年1月1日までに課税されたままであるか未払いとなっている給与税を徴し，その支払いを強制するために権限を行使することは妨げられていない。第30条はまだ廃止されていないゆえに上記に含まれる。)

第3部A　ホテル産業に関する特別規定

第30条A　本編の目的により，マレーシアは以下の区域に分けられる：

区域A……区域Dを除く以下の地域－クアラルンプール地区及びペナン島

区域B……区域Dを除く以下の地域－Selangor（クアラルンプール地区を除く）Perak, Negri Sembilan, Malacca, Johore, Kota Kinabalu)

区域C……区域Dを除く以下の地域－Pahang, Trengganu, Kedah, Kelantan, Perlis, Sabah（Kota Kinabalu を除く）Sarawak

区域D……島，山間観光地，及び所轄当局により法令で定められたその他の地域

第30条B

(1) マレーシアに在住し，ホテル産業への進出または参加を希望し，認可基準にあうホテル建造物をマレーシア内に建てること，あるいはすでにマレーシア内にホテルがあってその建造物を拡張するか認可基準にあうよう近代化することを予定しているすべての会社（創始産業会社及び第12A条のもとに認可された会社を除く）は，関係当局に書面で，そのようなホテル建造物あるいは拡張された又は近代化されたホテル建造物内で営なまれたホテル事業からの収入に関し，第30条Dに基づく課税所得控除を申請することが出来る。

(2) 関係当局が，ホテル建造物あるいは，その拡張された，又は近代化された部分が，認可基準に合っていると認めた場には，第30条Dの目的でその会社を認可するものとする。

ただし，ホテル建造物あるいはその拡張された，又は近代化された部分が，1968年1月1日から1973年12月31日の間に完成し，営業を始めない限り，区域Aにあるホテルには認可は与えられない。

(3) 前項(2)のもとに与えられた認可は，第30条D第(3)項が適用されるところの各課税年度の全基本期間を通して以下の条件に従うものとする。

(a) 拡張，又は近代化された部分を含むホテル建造物は，認められた基準に維持される；

(b) ホテルの経営及びサービスは認められた基準に維持される；

(c) 認可された室料及びサービス料で経営される。

(d) 関係当局の同意無しには，その会社はその全収入がホテル建造物あるいはその拡張又近代化された施設で営なまれるホテル事業から得られる以外の事業を営なんではならない。

ただし，関係当局は，適当と考える他の条件を課すこと，およびそれらをいつでも変更もしくは撤回することが出来るものとする。

第30条C

(1) 認可された会社が,第30条Bの第(3)項に規定された条件に従わなかった　合には，大臣は，書面による通知をもってその通知日から30日以内に当該会社それらの条件に従うことあるいは，その不履行が当該会社の制することのできない理由で起ったものであって，通知で指定された日までにはそれらの条件に従うことが出来る見通しがある旨，納得の行く説明をすることを要求することが出来る。

(2) 大臣は，会社が前項(1)で出された通知に従わない場合には，第30B条においてその会社に与えられた認下を取り消すことが出来る。

(3) 会社に与えられた認可が前項(2)により取り消された場合，その取り消しは

(a) その認可が発効した日，又は，

(b) 大臣の裁量によりその認可が有効になったと定める日のいずれの日から効力を発するものとする。

(4) 会社の認可取り消しに関して前項3(a)が適用される場合，第30条D，E，F，及びGはその会社に対して全く効力を持たなかったものと思料される。

(5) 会社の認可取り消しに関して前項3(b)が適用される場合，第30条D(1)又は(2)項の規定は，取り消しが有効になった基本期間の課税年度から効力を失うものとする。

(6) 本項は，本法の他の規定とはかかわりなく適用されるものとする。

第30条D

(1) 基本法の条項のもとに，下記の最初の欄に指定された区域にあるホテル建造物あるいはその拡張，又は近代化された施設でホテル事業を営む認可会社の課税年度の課税所得額は，その所得に，2番目の欄に明示したパーセンテージをかけて割り出された分だけ控除される。（このようにして算出された額を，以下,本編においては"課税所得控除額"と呼ぶ）

(1) 区域	(2) 課税所得控除額の比率
A	15%
B	20%
C	25%
D	30%

(2) 既存のホテル建造物（以下，本編においては"旧建造物"と呼ぶ）の拡張又は近代化された部分（以下，本編においては"新建造物"と呼ぶ）に関して，第30B条(2)項により認可が与えられた場合(1)項のもとに控除される課税年度の課税所得は，新建造物に対する固定資本支出が，その年の基本期間終了までに旧及び新建造物に対して投じた総資本支出に占める比率と同じ比率の金額とする。

(3) 前項(1)もしくは(2)の規定は，ホテル建造物において営業が始められたところの基本期間の課税年度，又は既存のホテル建造物の拡張又近代化の場合にはそれら拡張又は近代化された部分が完了し営業を始めたところの基本期間の課税年度から始まって12年間の課税期間中，適用される。

(4) 控除済み課税所得が前項(1)又は(2)のいずれかによって確定された場合，コントローラーは当該金額の決定を通知するものとする。

(5) 基本法第97，99条の趣旨に照らし，前項(4)で提示された文書は基本法のもとに提出された課税通知と見なされる（基本法第92条に基づく課税に関連した通告ではない）。

第30条E　第21条の規定は，必要なる修正を加えた上で，第20条で出された通達に適用されると同様，第30条Dのもとに出される通知にも適用される。

第30条F　第22条の規定は，必要なる修正を加えた上で，創始産業会社に適用されると同様，認可された会社にも適用される。
だが，その適用に際しては，第24条は無視されるものとする。

第30条G
本条の他の規定にかかわりなく，コントローラーが，第30条Eの解釈に合わせ第21条のもとで免税となった認可会社の所得，及び第30条Fの解釈に合わせ，第22条のもとで免税となった株主に支払われる配当が，認可取り消しの理由で免税にされるべきではなかったと認める場合，コントローラーは，取り消しの確定されたところの基本期間の課税年度終了から6年以内ならいつだれにたいしてもその免税から得た利益を無効にするに必要な課税額を追徴し，あるいは，状況に応じてかかる金額を控除勘定の借方に入れよう，当該会社に指示することが出来る。
(2) 前項(1)のもとに出された指示は，基本法第97条及び99条趣旨に照らし，基本法のもとに出された課税通知と見なされる（第92条に基づく課税に関連した通告ではない）。

第30条H
(1) 本条をもって，会社（創始産業会社及び第12A条において認可が与えられた会社を除く）が課税年度の基本期間にマレーシア内で認可基準に合ったホテル建造物あるいはその拡大又は近代化された部分において営なまれたホテル事業のために使われる資産に関して設備支出をおこなったとコントローラーが認める場合には，関係当局がその会社を認可している限り，年間控除（以下，本項においては，"ホテル加速的減価償却控除"と呼ぶ）が，その会社の当該課税年度およびその後の課税年度に認められる。
ただし，ホテル建造物あるいはその拡張又は近代化された部分が1968年1月1日から1973年12月31日の間に完了し営業を始めない限りは，区域Aにあるホテル建造物あるいは拡張又近代化された部分においてそのような目的に使われた資産に関しては，上記のようなホテル事業の加速的減価償却は認めない。
(2) 会社のホテル事業のために使われた資産に関して前項(1)のもとに与えられる1課税年度のホテル事業の加速的減価償却控除は，その年の基本期間終了時の資産に関する残余支出の40％からなり基本法付則3により認められる年間控除の代わりとなるものとする。
(3) 前項(1)による認可は，関係当局により，適当と認められる条件を課せられるか，もしくはいつでも取り消される，ものとする。

第30条I
(1) 区域Aを除きマレーシア内で，ホテル建造物が認可基準にあったものである場合，又，既存のホテルが認可基準にあわせて拡張又近代化された場合は，基本法付則3第65(3)の規定にかかわりなく，そのようなホテル建造物あるいはその拡張又近代化された部分は，関係当局が，別表の16又は17により控除が認められたところの課税年度の基本期間中を通して以下の条件を満たしといると認めることを条件に，別表の目的により，産業建造物とみなされる
(a) 拡張又近代化された部分を含むホテル建造物が，認可基準にしたがって維持されている。
(b) ホテルの経営及びサービスが認められた基準に維持されている
(c) 認められた室料及びサービス料が適用されている。
(2) 前項(1)の規定が適用される場合，1968課税年度の基本期間開始後の資産に関して付則第68項のもとに残余支出を確定するに当たっては，どの課税年度の資産に関するどのような年間控除もその資産が産業建造物であると同じように考慮される。

第30条J　第5条の規定にかかわりなく，ホテル建造物あるいはその拡張又近代化された部分が認可基準にあったものであり，1968年1月1日から1973年12月31日の間に完成，営業を開始したものでない限り，区域Aにおけるホテル建造物あるいはその拡張又近代化された部分に関しては，創始産業証明書は与えられないものとする。

第30条K　認可基準を満たす，既存のホテル建造物（以下"旧建造物"と呼ぶ）の拡張又は近代化された部分（以下"新建造物"と呼ぶ）に関して，創始産業証明書が会社に与えられた場合，第20条(1)項のもとに算出される各

会計期間の所得とは，新建造物に対する固定資本支出が，その期間終了時までに新旧建造物に対する固定資本支出総額に対して占める比率と同じ比率で，新旧建造内物で営なまれたホテル事業からその期間に得た総収入に対して占める額とする。

第30条L　本編においては

"認可会社"とは，第30条B第2項のもとで課税所得の控除が認められたか，取り消されていない会社を意味する。

"認められた室料及びサービス料"とは，関係当局によって認められた，ホテルの室料及びサービス料を意味する。

"認可基準"とは，関係当局によって認められた，ホテル建造物の特別，1等，2等クラスの基準を意味する。

"認可基準の経営及びサービス"とは，関係当局によって認められた，ホテルの経営及びサービスの基準を意味する。

"関係当局"とは，大臣の書面による同意を得た大蔵大臣を指す。

"固定資本支出"は，ホテル事業に関連し又はその目的のため，マレーシア内で使われるすべての設備，機械及び他の用具を含むものとする。

"ホテル"は，モーテルを含むものとする。

"ホテル事業"とは，宿泊設備，食物，飲物及び他の設備を供給するホテル建造物内で営なまれる事業を指し，それらのホテル建造物の部分的な，観光促進に結びつくか，それに伴う目的のための使用権を含むものとする。

第3部B　認可事業に対する資本控除額の引上げ

第30条M

(1) 本条にしたがい,コントローラーが

(a) 会社が1課税年度の基本期間に，その会社の事業に関してマレーシア内で資格のある建設支出又は設備支出をおこなったこと

(b) その支出は，既存の工場におけるその会社の生産技術を近代化するため，あるいは近代化された工場を設立するために使われたこと

を認めた場合には，関係当局がその事業を認可している限り，その課税年度及びその後の課税年度間に資本控除額の引上げとして知られる控除がその会社に認められる。

(2) 会社の事業に関連してマレーシア内での一事業に関して一課税年度に与えられる増加資本控除は

(a) ビル建設のための有資格建設支出の場合は，その支出の百分の3

(b) ビル購入のための有資格建設支出の場合は，認められた控除に1½をかけたもの

(c) 有資格設備支出の場合は，その年の基本期間終了時の支出に関する残余支出の40%

を含むものとし，場合に応じて基本法に伴う付則3のもとに与えられる年間控除に代わるものとする。

(3) 増加資本控除は，下記の場合にのみ与えられる。

(a) その会社が，その課税年度の基本期間に在住していた場合。

(b) 有資格建設支出又は設備支出があったところに関する資産がその課税年度の基本期間終了時にその事業の目的で使われていたということをコントローラーが認めた場合。

(4) 本条の前記の規定にはかかわりなく

(a) その会社が第21条のもとに一課税年度の税金を免除された，もしくは

(b) その会社が第26条のもとにその課税年度に投資税控除を得た

場合には，その課税年度には資本控除額の引上げは認められない。

(5) 前項(1)により与えられた認可には関係当局が適当と認める条件が課せられ，又関係当局によりいつでも取り消されるものとする。

(6) 本項においては，"関係当局"とは，大臣の書面による同意を得た大蔵大臣を指す。

第4編　補足規定

(立入り権等)

第31条

(1) 大臣により書面で権限を与えられた官史は，正当時であれば，

(a) 会社の商品または生産品の生産，構成，保管または包装を点検するために，および一般的にはこの法律の施行のために下記のものに立入りできる

(i) 会社によって占有されまたは会社の商品もしくは製造品の保管のために使用されているすべての建物，または

(ii) 会社のすべての記録または計算書

(b) かかる目的のために，かかる商品または生産品の見本を押収できる。

(2) 第(1)項によって与えられた権限を官史が行使するのを妨げる者は，有罪であるものとし，かつ有罪の決定に基づいて2,000 ドル以下の罰金もしくは1年以下の禁固またはその双方に服さねばならない。

(規則制定権)

第32条 大臣は

(a) 第2条第2項の一般性を妨げない範囲で，製造産業でない特定の産業に対してこの法律を適用する場合に必要な修正を明記し，

(b) 一般的にこの法律の運用を容易にするために，

施行規則を制定することができる。

(廃止，取消し)

第33条

(1) サバの1956年創始産業（所得税免除）法および西マレーシアの1958年創始産業（所得税免除）法は，ここに廃止される。

(2) 1965年付告第194号として連邦官報に公表された賃金税の免除に関する通告の付則の第8項および第13項は，1968暦年前の月の賃金税に関する場合を除いて，ここに取消される。

(経過，例外条項)

第34条

(1) 下記の経過規定および例外規定は，この法律の第33条またはその他の規定にかかわらず効力を有するものとする。

(2) 基本法の付則9の第3項および第4項は，それらが廃止された法令に関して適用されるのと同様に関して適用されるものとする。

(3) 基本法の付則9の第61項は，この法律によって廃止された法令のいずれかに基づいて与えられる訴訟および不服審査の通知に関して適用されるものとする。

(4) この法律によって廃止された法令に基づく会社に対する創始産業証明書の交付は1968年1月1日以前に原則として承認されたが，かかる証明書が上記の日以前に交付されなかった場合は，大臣は，廃止にかかわらず，その廃止がなければ証明書を交付できた日から効力を生ずる証明書を，当該法律に基づいて交付することができる。その後は当該会社は，その交付が発効する日から当該法律に基づく創始産業会社であるとみなされるものとする。

(5) 会社が1968年1月1日の直前に，この法律によって廃止された法律に基づく創始産業会社であったか，または第4項によって，かかる法律に基づく創始産業会社であったとみなされる創始産業会社であった場合は，

(a) 当該法律は，必要なすべての修正ならびに特に下記の修正，すなわち

(i) 基本法の付則9の第3項第2号は，それが廃止された法令に関して適用されるのと同様に，当該法律に関して適用されるものとすること，および

(ii) 基本法の相応する条項の規定は，廃止された法令のいずれかの条項の規定に代えられるものとすること

に従うことを条件として，1968課税年度およびその後の課税年度において，当該会社に対して引続き適用されるものとする。

(b) この法律の第14条ならびに第18条第3項および第4項項（その他の諸規定は除く）は，必要な修正を加えて，それらがこの法律に基づいて創始産業会社に関して適用されるのと同様に，当該会社に関して適用されるものとする。

(6) 大蔵大臣は，1969年12月31日以前の任意の時に，第2項ないし第5項を修正する規定を含む，自己が必要または適当と判断する別個の暫時的規定および例外規定を，法令によって制定することができる。

(7) 本条において

"前法"とはつぎのものを意味する。

(a) 第33条第(1)項によって廃止された法令

(b) 1967年西マレーシア所得税規則（輸出促進のための支出金および経費の控除）

(c) 1967年サバ所得税規則（輸出促進のための支出金および経費の控除），および

(d) 1967年サラワク利益税規則（輸出促進のための支出金および経費の控除）

"廃止された法令"とは，基本法の付則9における同一の意味を有する。

"廃止された法令"とは基本法の付則9における意味と同一の意味を有する。

付則Ⅰ

（第13条（2A））

創始産業

1　電子工業（投資計画が1973年1月31日以前に政府により承認された事業）

創始産業商品

1　ラジオー全種
2　テレビ受像機
3　テープレコーダー
4　電子式計算器
5　電子計算機
6　気象通信設備
7　補聴器
8　携帯用無線電話機セット
9　増幅器ー全種
10　X線写真／実体鏡写真
11　蓄音機／レコード・プレーヤー／レコード・チェンジ
12　魚群探知機
13　試験用測定計器類
14　電信電話回線システム
15　ラジオ・テレビ放送設備を含む電気通信設備
16　レントゲン装置
17　半導体（トランジスター及びダイオード）
18　集積回路
19　真空管
20　テレビ用ブラウン管
21　炭素皮膜抵抗器
22　固定体抵抗器
23　巻線型抵抗器
24　音量／音質調整器
25　電位差計
26　ポリエステル・コンデンサー
27　マイカ・コンデンサー
28　電解コンデンサー
29　セラミック・コンデンサー
30　ペーパー・コンデンサー
31　可変同調コンデンサー
32　ＩＦ変圧器及びコイル
33　テレビ用同調器
34　アンテナ及び発振コイル
35　ピーク・コイル
36　磁気ヘッド・コイル／録音ヘッド
37　入力，出力，たて型，横型変圧器及びラジオ，テレビ，増幅器用チョーク
38　電子装置用の各種スイッチ（ロータリータイプ及びピアノタイプ）
39　コネクター全種
40　メモリー・プレーン／ユニット
41　イヤホーン
42　モジュール
43　大電力用継電器
44　フェライト・コア
45　磁気オーディオ・テープ・カセット・リール
46　補聴器部品
47　プリント回路盤
48　スピーカー
49　マイクロホン
50　回線パッカー
51　電話用増幅器
52　マトリックス・プレーン
53　メモリー・コア・アレイ及びその部品
54　ディジタル・ヘッド
55　ディジタル及び他のコンピューター・メモリー　システム用磁気装置
56　プラスチックキャビネット
57　プラスチック・ノップ
58　ラジオ・シャーシー
59　コイル・フォーマー
60　テレビアンテナ
61　X線写真実体像写真用シャーシー

投資奨励法の構成

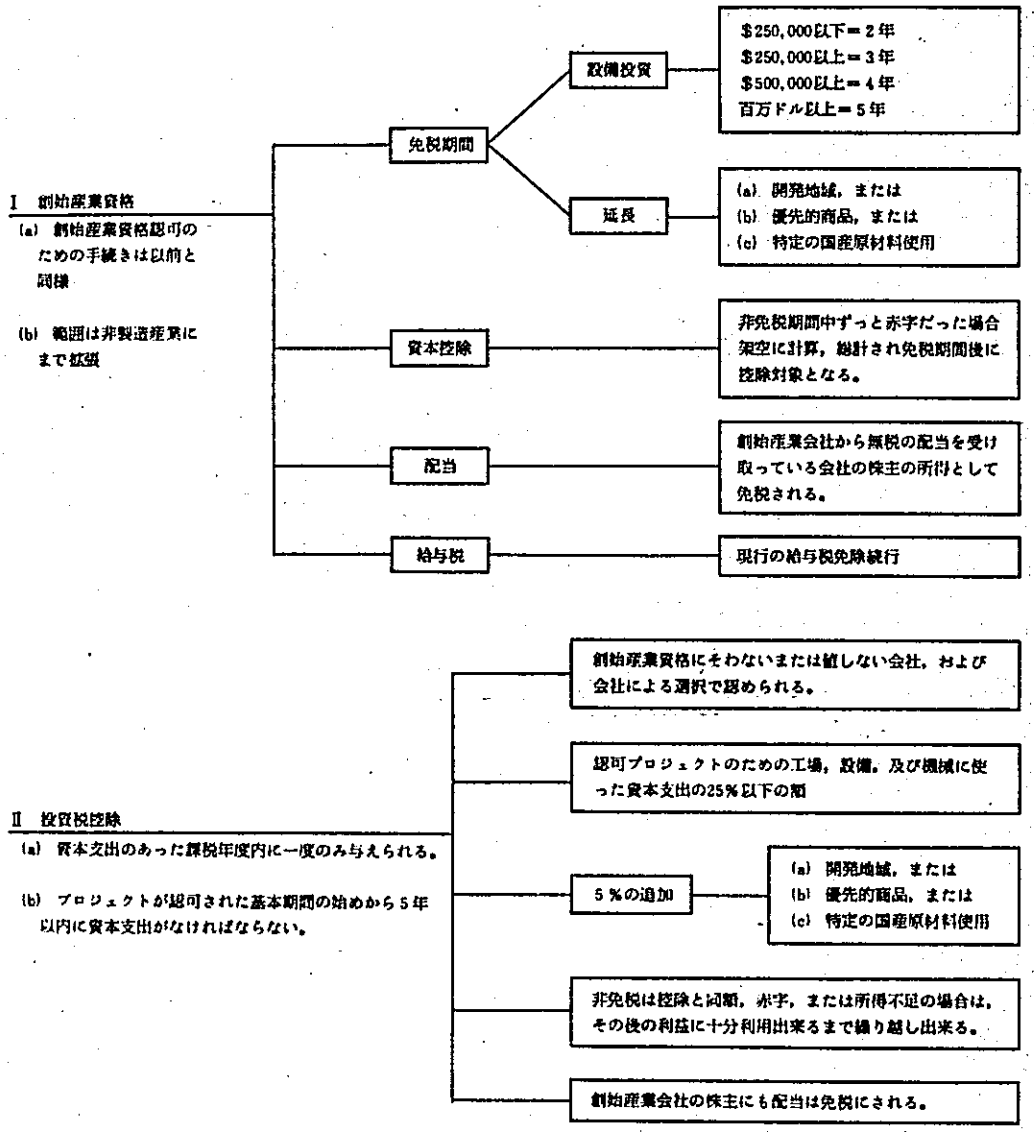
Ⅰ 創始産業資格
(a) 創始産業資格認可のための手続きは以前と同様
(b) 範囲は非製造産業にまで拡張
免税期間
設備投資
$250,000以下＝2年
$250,000以上＝3年
$500,000以上＝4年
百万ドル以上＝5年
延長
(a) 開発地域，または
(b) 優先的商品，または
(c) 特定の国産原材料使用
資本控除
非免税期間中ずっと赤字だった場合架空に計算，総計され免税期間後に控除対象となる。
配当
創始産業会社から無税の配当を受け取っている会社の株主の所得として免税される。
給与税
現行の給与税免除続行
Ⅱ 投資税控除
(a) 資本支出のあった課税年度内に一度のみ与えられる。
(b) プロジェクトが認可された基本期間の始めから5年以内に資本支出がなければならない。
創始産業資格にそわないまたは値しない会社，および会社による選択で認められる。
認可プロジェクトのための工場，設備，及び機械に使った資本支出の25％以下の額
5％の追加
(a) 開発地域，または
(b) 優先的商品，または
(c) 特定の国産原材料使用
非免税は控除と同額，赤字，または所得不足の場合は，その後の利益に十分利用出来るまで繰り越し出来る。
創始産業会社の株主にも配当は免税にされる。

Ⅲ　輸出奨励策

海外での販売促進のための控除

認められる経費
(a)　海外広告
(b)　海外での無料サンプル提供
(c)　輸出市場調査
(d)　海外での契約の交渉および終結
(f)　海外の技術情報の提供

加速的減価償却

- 居住者会社に限る
- 対価で20％輸出していなければならない。
- 近代化のための資本支出にのみ認められる。
- 率一年40％

輸出控除

- 非居住者会社および第一次製品輸出は除く
- 控除対象
  (a)　輸出
  (b)　基本給月額500ドル以下の雇用者への給与
  (c)　使われるマレーシア産原材料の量（対価で50％がマレーシアで供給されたもの）
- この案は，基本期間中に給料およびマレーシア産原材料に払う第1ドルにつき20％の割引きを所得税用に認める。
- 使われる公式：

$$\frac{(VE)-(AV3)}{GS}\times 20\text{セント}$$

VE＝基本期間における輸出売り上げ高
AV3＝前3年間の平均輸出売り上げ高
GS＝基本年度間の純売り上げ高

給与税

- 登録商品の全生産量の20％以上を輸出している登録会社に認められる。
- 返済は，輸出総売り上げ高とその会社のその年の総売り上げ高との比率による。

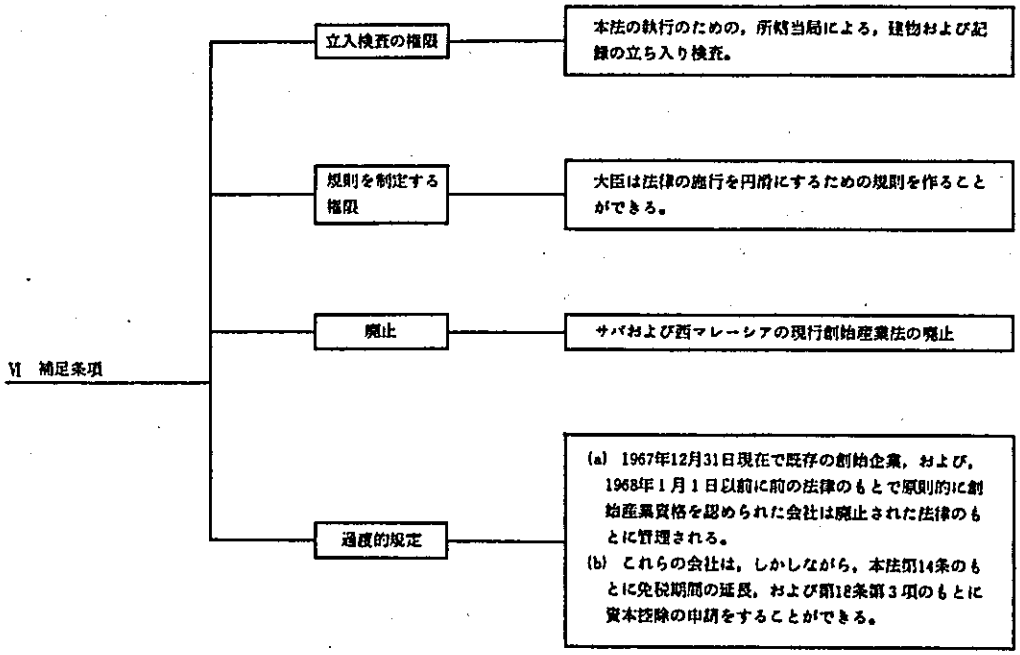
Ⅵ 補足条項
立入検査の権限
本法の執行のための，所轄当局による，建物および記録の立ち入り検査。
規則を制定する権限
大臣は法律の施行を円滑にするための規則を作ることができる。
廃止
サバおよび西マレーシアの現行創始産業法の廃止
過渡的規定
(a) 1967年12月31日現在で既存の創始企業，および，1968年1月1日以前に前の法律のもとで原則的に創始産業資格を認められた会社は廃止された法律のもとに管理される。
(b) これらの会社は，しかしながら，本法第14条のもとに免税期間の延長，および第18条第3項のもとに資本控除の申請をすることができる。

2. 輸出所得控除（Export Allowance）

輸出所得控除の算定には次の公式を用いる：

(a) 輸出所得控除＝（X－Y）×5％

X＝当期の輸出額

Y＝前5年間（または適宜該当する期間）の年平均輸出額

(b) 国産化率が50％以上の場合には、

輸出所得控除＝（X－Y）×8％

すなわち、会社の当期輸出総額が前5年間の年平均輸出額を上回った場合、その増加について1ドルに付き5セントの所得控除が認められ、国産化率が50％以上の製品を輸出している場合には、所得控除は1ドルに付き8セントに引上げられる。会社の輸出実績が5年に満たないときは、次の算定基準に従う：

(i) 前3～4年間の場合：

3年、または4年のうち該当する期間における年平均輸出額を確定額とする。

(ii) 前1～2年間の場合：

1年または2年のうち該当する期間における輸出総額の3分の1を確定額とする。

(iii) 前5年間において、輸出所得が皆無の場合：確定額はゼロとする。

なお、輸出所得控除が適用されるのは工業製品のみである。

3. 地域開発奨励措置（Locational Incentives）

この優遇措置の狙いは産業の都市集中を抑制し、地方への分散をはかり、もって地方の経済開発を促進することにある。すなわち、先進工業諸国における産業の都市集中による人口過密、交通渋滞、公害発生、住宅環境悪化、都市部と農村部の経済・社会・文化面における格差拡大等新しい社会問題の発生という現実をふまえ、所得の適正配分、公共福祉の公正化等バランスのとれた経済開発をめざすマレーシア政府の姿勢のあらわれである。なお開発奨励地域の指定権は商工大臣にあり、指定の都度、官報で公示される。

地域開発奨励措置

指定された地域（1975年1月1日より2年間有効）

1. クアラムダ地域を除くケダ州
2. クアンタン地域を除くパハン州
3. ケランタン州
4. トレガヌー州
5. ペルリス州
6. サバ州
7. サラワク州

8. ジョホール　テンガラ地域

本奨励措置の適用を受けると特定「開発奨励地域」に立地する認可産業に対する免税期間は最高10年になる。本措置の適用を受ける会社は、操業開始日から5年間を創業期免税期間として認められる。免税期間は創業期免税期間の終る翌年末までの設備投資実績かまたは雇用実績のいずれかに応じて延長が認められ、免税期間は次のとおりとなる。

設備投資	雇用	免税期間
25万マレーシアドル未満か	100人以下	5年
25万マレーシアドル以上か	101人以上	6年
50万マレーシアドル以上か	201人以上	7年
100万マレーシアドル以上か	351人以上	8年

以上の他に、下記の各条件に合致す場合には免税期間の延長がそれぞれ1年ずつ認められ、免税期間は最高10年となる。

(1) 当該製品（産業）が優先製品（産業）である場合。

(2) 当該製品の国産化率が所定の水準に達している場合。

注）本措置は特定「開発奨励地域」に立地する企業にのみ適用されるので、他の地域に立地する企業には従来の投資奨励法（Investment Incentives Act of 1968）の規定が適用される。

（参考）1968年投資奨励法による優遇措置

設備投資	雇用	免税期間
25万マレーシアドル以上か	101人以上	3年
50万マレーシアドル以上か	201人以上	4年
100万マレーシアドル以上か	351人以上	5年

最高5年間の免税期間に加えて、下記の各条件に合致する場合には免税期間の延長がそれぞれ1年ずつ認められ最高8年になる。

(1) 特定の開発地域への投資である場合。

(2) 特定の優先製品を生産する場合。

(3) 特定の国産原材料を使用する場合。

本地域開発奨励措置の適用に関する規定は次の通りである。

(1) 創始産業資格に基づく免税、雇用実績による免税、および投資税控除を受けている企業は、当該地域が開発奨励地域に指定された日から1年以内に適用認可を申請することができるが、これが認可されるのは当該企業がそれまで受けてる何らかの優遇措置の適用認可を返上する場合にのみである。

(2) 当該地域が「開発奨励地域」に指定される1年以内にその地域に工場を設立し、商業生産を開始している企業は、適用認可を申請することができる。

(3) 開発奨励地域外に工場が立地しており、かつ地域開発奨励措置が実施される以前から商業生産を開始している企業が、工場を開発奨励地域内に移転する場合、

その移転の目的が工場の拡張または近代化を伴う場合にのみ、認可を受けることができる。

(4) 当該地域が開発奨励地域に指定される以前にその地域に工場を立地している会社は、工場の拡張または近代化を実施する場合にのみ、認可を受けることができる。

(5) 開発奨励措置の認可を受けた会社の免税期間は当該特定地域におけるその産業を対象とした所定の期間をこえないものとする。

4. マレーシア化政策のガイドライン

多くの外国投資家はマレーシア化政策（Malaysianisation Policy）について何らかの疑問あるいは懸念をもっておられるようであるが、マレーシア政府は積極的に外国投資を受け入れており、進出企業としては、マレーシア国内にその代表を駐在させる必要性があることもよく理解している。ただ、マレーシア政府としては、マレーシア人が十分こなせる職業でありながら、それを外国人に奪われたりすることがないよう、また企業組織のあらゆるレベルでの人事配置においてマレーシア特有の複合民族的構成が反映されることを希望するものである。以下にその骨子を紹介する。

1. マレーシア政府は、外資の出資額が１００万マレーシア・ドル程度の会社については（外国人による）重要ポスト（Key Posts）を置くことを認める。

   しかし、この数字はあくまでも基準にすぎず、出資額自体は個々の投資案件がもたらすメリットに応じて交渉のうえ決定される。設置が認められる重要ポストの数は政府が決定する。これらのポストは、その認可要因（特に投資額）が不変であれば、マレーシア化されることはない。

2. 下記条件が満たされる場合に限り、最高１０年間、専門資格と実務経験が要求される役職に外国人を雇用することができる。

   (1) 必要な資格と経験を有するマレーシア人が得られない場合。

   (2) 会社によって立案されたマレーシア化計画に合わせ、かつ外国人の職能の技術的水準を考慮しながら、マレーシア人を対象として研修計画（社内研修、海外工場での研修、あるいは高等教育機関での研修）をその会社が速かに実施する場合。

   この研修計画は外国人が就業パス（Employment Pass）で入国してから遅くとも１２ヵ月以内に開始しなければならない。また、商工業分野へのマレー人の進出を奨励している政府の方針に沿ってマレー人をより多く訓練することに重点が置かれるべきである。

   (3) 雇用される外国人が、その職務でマレーシア人に要求されると同等の資格または経験を有している場合。

3. 管理職以外の職務で技能と経験が要求されるポストの場合には、原則として最高５年のあいだ外国人を雇用することができる。ただし、その後継者はマレーシア人でなければならない。

4. 企業組織のあらゆるレベルにおける雇用パターンが人口の複合民族的構成を反映したものとなるよう、より多くのブミプトラ（Bumiputras… マレー人および他の現住民）を対象とした研修訓練の拡充に万全を期すこと。

5. マレーシア半島部では、マレーシア人の役員を研修のため海外に派遣する場合、その代りに外国人を雇用することができる。ただし、この場合、そのマレーシア人が海外に派遣される前から社内で責任ある地位に就いており、かつ、臨時に雇用される外国人がマレーシア人と同等の資格と経験を有するものであることを条件とする。

6. マレー半島部では、海外支店に転任させられたマレーシア人役員の代りに、外国人を雇用することができる。ただしこの場合、両者の資格は同等でなければならない。

7. 政府によって「優先産業」（Priority Industries）の指定を受けた産業、労働集約型産業、および１００パーセント輸出志向型製造業については、上記１、２、３項の条件は個々の案件のメリット次第では、緩和される場合もある。一方、ここに述べた項目のいずれにも該当しない企業でも、それぞれのケースに応じて同等の優遇措置を受けられる可能性もある。

5. マレーシアの工業団地

産業の地方分散化政策はすでに大きな成果を収めている。開発地域（クアラルンプール、ペタリンジャヤ、バンティガ、ジョージタウン、プライ、マクマンディン、イポー、およびジョホールバールなど）と未開発地域における工場進出プロジェクトの実施件数を見ると、１９７１年がそれぞれ１６４件と１３１件、１９７２年が１５７件と１８６件、１９７３年が１８１件と２７７件さらに１９７４年１～８月ではそれぞれ１２６件と２３１件と記録的な水準に達しておりその成果の一端がうかがえる。現在、工業団地と自由貿易地域（ＦＴＺ）の数は既存のものが５７、計画段階のものが２１となっている。（地図省略）

LIB